

児童養護施設等被措置児童等に係る
重大事案発生時の対応マニュアル
(施設向け・都道府県向け)

令和6年7月

< 目 次 >

1 総論	1
(1) マニュアルの目的	1
(2) マニュアルの利用対象	1
(3) マニュアルが対象とする「重大事案」と活用方法	2
① こどもの権利が著しく侵害された事案	2
② 被措置児童等虐待	4
(4) 「重大事案」対応の基本的な考え方	5
(5) 「重大事案」対応の基本的な流れ	6
(6) 本マニュアルを読んだらまず取り組むこと	8
① 「重大事案」について職員で話し合う機会をもち、研修企画に反映する	8
② 「重大事案」の発生時の役割分担を定め、スキルアップに取り組む	8
③ 緊急連絡網を作り、時間外の対応や参集体制を決めておく	9
④ 第三者検証による検証の体制・方法を考えておく	9
⑤ 職員が「ヒヤリハット」を出し合う場をつくる	9
⑥ こどもが「不安」や「困りごと」を伝えやすい環境を確保する	10
2 初動対応	11
(1) 発生（発覚）直後の対応	12
① 死亡事故、重篤な事故等の発生	12
② こども間でのいじめの発生	13
③ こども間での暴力の発生	13
④ こども間での性問題の発生（発覚）	14
(2) 重大事案対応の体制確保	15
① 体制確保	15
② 加害者・被害者の分離【こども間の問題行為の場合】	16
(3) 関係者への連絡と支援要請	17
① 施設の設置者（法人）等への連絡と支援要請	17
② 都道府県への連絡と支援要請	17
③ 被害を受けたこどもの保護者への連絡	17
④ 措置元の児童相談所への連絡と支援要請	19
⑤ 重大事案の内容に応じた専門機関への連絡と支援要請	19
(4) 記録等	20
① 重大事案の状況の記録【事故等の場合】	20
② 警察の現場検証への協力【事故等の場合】	21
3 基本調査	22
(1) 基本調査の目的	22
(2) 基本調査の実施主体	22

(3) 基本調査の方法	23
① 基本調査の実施方針の作成.....	23
② 基本調査の実施体制の確保.....	23
③ 記録等の確認	24
④ 現地調査【事故等の場合】	24
⑤ 聴き取り【共通】	24
⑥ 聴き取り【事故の場合】	25
⑦ 聴き取り【自殺の場合】	26
⑧ 聴き取り【いじめの場合】	28
⑨ 聴き取り【性問題の場合】	29
(4) 報告書の作成と都道府県への報告.....	30
4 基本調査と並行して行う対応	31
(1) 入所児童の養育の継続	31
① こどもへの説明	31
② 養育の継続	31
(2) 心のケア	32
① 心のケア	32
② こどもへの関わり・ケア.....	32
(3) 被害を受けたこどもの保護者への対応.....	35
① こどもの保護者の心情に配慮した対応.....	35
② 保護者への連絡	36
③ 保護者への説明	36
④ 保護者への関わり・ケア（こどもが死亡した場合）	37
⑤ 保護者への関わり・ケア(こどもに重度の障害が残った場合).....	37
⑥ 保護者への関わり（複数のこどもに被害が生じた場合）	37
(4) 他の保護者への説明	37
(5) 情報の公表及び関係機関との調整.....	38
5 第三者検証	39
(1) 第三者検証の目的	39
(2) 実施主体	39
(3) 第三者検証委員会の立上げ準備.....	39
① スケジュール、方針の検討.....	40
② 第三者検証委員の選定	40
③ 検証委員会の開催に向けた準備.....	41
(4) 第三者検証の実施方法	41
① 第三者検証の実施方法	41
② 実施にあたっての留意点.....	44
6 再発防止策の策定・実行	45

(1) 再発防止策の策定・実行の目的.....	45
(2) 策定主体	45
(3) 策定方法	45
① 策定方針の検討	45
② 提言書や指導内容の共有.....	45
③ 学習機会や意見交換の場の設定.....	45
④ 再発防止策の検討	45
⑤ 外部意見の把握	46
⑥ 再発防止計画のとりまとめ.....	46
(4) 再発防止計画の説明・共有.....	46
① こどもや保護者等への説明.....	46
② 都道府県への提出.....	46
(5) 再発防止計画の実行状況のふりかえり.....	46
7 参考資料一覧	47

1 総論

(1) マニュアルの目的

児童養護施設等でくらしているこども（以下「被措置児童」という。）の安全・安心な暮らしを保障していくためには、施設等や施設等職員、都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。）が、施設等で発生した「重大事案」に迅速・適切に対応するとともに、事後の検証を積み重ね、再発防止や未然防止につなげていくことが必要です。重大事案の発生防止に取り組むことは、こどもの権利を守るだけでなく、職員が安心して働き続けることができる環境を確保する上で重要です。

本マニュアルは、あくまでも「重大事案」の未然防止、発生時の対応等に関する1つの参考資料・ツールです。被措置児童等に関わる施設等や都道府県は、本マニュアルを守ることをゴールにするのではなく、きっかけとして本マニュアルを活用し、「重大事案」の未然防止に具体的に取り組んでください。また、「重大事案」の発生時には迅速・適切な対応を行うとともに、事案の振り返りを行い、「重大事案」発生の背景や課題を明らかにし、再発防止につなげてください。

(2) マニュアルの利用対象

本マニュアルの利用対象は、里親、小規模住居型児童養育事業（以下「ファミリーホーム」という。）を行う者、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、児童自立生活援助事業を行う者、社会的養護自立支援拠点事業を行う者、妊産婦等生活援助事業を行う者等の施設（以下「施設等」という。）、及び都道府県とします。

なお、児童相談所を設置している都道府県において、下記以外の施設等を含めて、本マニュアルの活用を妨げるものではありません。

図表 1 マニュアルの利用対象

施設等	都道府県
・ 里親 ・ ファミリーホームを行う者 ・ 乳児院 ・ 児童養護施設 ・ 児童心理治療施設 ・ 児童自立支援施設 ・ 母子生活支援施設 ・ 児童自立生活援助事業を行う者 ・ 社会的養護自立支援拠点事業を行う者 ・ 妊産婦等生活援助事業を行う者	・ 都道府県

(3) マニュアルが対象とする「重大事案」と活用方法

①こどもの権利が著しく侵害された事案

本マニュアルは、施設等において、「児童養護施設等被措置児童等に係る重大事案発生時の報告のためのガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に定める「国への報告対象とする「重大事案」の範囲」に該当するおそれがある事案のうち、「こどもの権利が著しく侵害された事案」が発生した場合に用いるものとします。

施設等の管理下において、『「重大事案」のおそれのある事案』が発生したとき（過失の有無に関わらず）は、本マニュアルを活用して「2. 初動対応」や「3. 基本調査」、「4. 基本調査と並行して行う対応」を行ってください。その後、都道府県により「重大事案」と判断された場合は、本マニュアルを活用し、「5. 第三者検証」と「6. 再発防止策の策定・実行」を行ってください。

なお、結果的に「重大事案」と判断されなかった場合でも、本マニュアルを活用し、「6. 再発防止策の策定・実行」を行うようにしてください。

図表 2 対象とする「重大事案」とマニュアルの活用方法（こどもの権利が著しく侵害された事案）

ガイドラインが定める国への報告対象とする「重大事案」の範囲		本マニュアルの活用場面と活用箇所	
		『「重大事案」のおそれのある事案』が発生したとき	都道府県により重大事案と判断されたとき
こどもの権利が著しく侵害された事案	・死亡事案（事故、病気、自死など） ・治療に要する期間が 30 日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等（後遺障害を伴うものも含む） ・施設等入所中のこども間において発生した問題行為（いじめ、暴力、性問題等）により権利侵害を受け、被害が重篤なもの ・その他 （例）こどもの安否や所在が不明な事案	2. 初動対応 3. 基本調査 4. 基本調査と並行して行う対応	5. 第三者検証 6. 再発防止策の策定・実行
その他の事案	・こどもが犯した罪により、刑法犯として家庭裁判所から検察庁へ逆送となった事案（罰金刑は除く）	その他の事案は 本マニュアルの対象外とします。	

※被措置児童等虐待については除く。

図表 3 いじめとは（参考）

●いじめの定義（いじめ防止対策推進法）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

●いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、いじめ問題にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要です。いじめには様々な特質がありますが、以下の①～⑦は、教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識です。

- ① いじめはどの子どもにもどの学校でも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気付きにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ 嫌がらせやいじわる等、多くの児童生徒が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
- ⑤ 暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより生命、身体に重大な危険が生じる。
- ⑥ いじめは、その態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑦ いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者への転換を促すことが重要である。

（資料）兵庫県教育委員会「いじめ対応マニュアル」（平成29年8月）

図表 4 性暴力とは（参考）

性暴力とは、性を手段にした暴力のことであり、「本人の意に反した性的な言動」と定義されます。「意に反する」というのは、被害者が「嫌だ」と言った時だけではなく、嫌だけれども断れない、逃げられない、応じざるを得ないといった状況も含まれます。

性暴力とは必ずしも、直接身体や性器に接触する行為とは限りません。のぞきや下着を盗る、ポルノや性行為を見せる、性的な被写体として撮影する、露出した性器を見せる等の非接触型の性暴力もあります。皆の前で下着をおろす、服を脱がすといった性的いじめも性暴力です。

性暴力の被害者は女子だと思われがちですが、実際には男子も被害に遭います。加害者の性別も、被害者の異性とは限りません。性的いじめと考えれば分かりやすいように、性暴力は性を手段にした支配や攻撃ととらえることができます。

子ども間の性暴力は、年齢差や体格の違い等、加害者と被害者の間に発達や力の差があることがほとんどです。同じ年齢であっても、性差や学級内での地位の差等、子どもなりの力の差が存在します（「子どもへの性暴力 その理解と支援」 藤森和美・野坂祐子編）。

本手引きでは、13歳未満の子どもへの性的行為および13歳以上であっても上記のようなパワーバランスの差のもとに行われた、本人の望まない性的行為は性暴力であると定義します。

（資料）兵庫県立尼崎総合医療センター田口奈緒（執筆者代表）『「学校で性暴力被害がおこったら」被害・加害児童生徒が同じ学校に在籍している場合の危機対応手引き』（令和2年6月）

②被措置児童等虐待

被措置児童等虐待を受けたと思われるこどもを発見した施設等においては、「被措置児童等虐待対応ガイドラインについて」（平成21年3月31日付け雇児福発第0331002号障障発第0331009号の厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長 社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課長連名通知）を活用して対応してください。

その後、都道府県から指導を受けた施設等は、本マニュアルを活用し、「6. 再発防止策の策定・実行」を行うようにしてください。

図表 5 対象とする「重大事案」とマニュアルの活用方法（被措置児童等虐待）

対象とする「重大事案」	本マニュアルの活用場面と活用箇所	
	被措置児童等虐待を受けたと思われるこどもを発見したとき	都道府県から指導を受けたとき
被措置児童等虐待 （施設職員による児童虐待）	「被措置児童等虐待対応ガイドラインについて」を活用して対応してください。	6. 再発防止策の策定・実行

図表 6 被措置児童等虐待に該当する行為（参考）

被措置児童等虐待とは、施設職員等が被措置児童等に行う次の行為をいいます。

- ①被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- ②被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。
- ③被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。
- ④被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

（資料）厚生労働省「被措置児童等虐待対応ガイドラインについて」（令和5年3月）

(4) 「重大事案」対応の基本的な考え方

「重大事案」の対応にあたっては、次の考え方をもつ必要があります。

●「重大事案は起こり得るもの」と考える（見逃さない）

「重大事案」が起こらないように、施設運営に日々取組まれていると思いますが、自施設でも「重大事案は起こり得るもの」と考える必要があります。

「自施設では重大事案の発生があってはならない」、「発生を許さない」という組織風土が、様々な兆候を見逃したり、みてみぬふりをするに繋がるおそれがあります。

職員がひとりで悩み、抱え込むことのないように、日々の業務のなかで気付いた危うさや兆候（ヒヤリ・ハットなど）を、職員が伝えやすい雰囲気をつくることが大事です。また、勇気をもって話してくれた職員の不安を、当該職員の意欲や能力の不足として受け止めるのではなく、チームで対応すべき事案として受け止め、組織で共有し、決して「スルーしない」ようにしましょう。

●迅速にみんな（チーム）で対応する（先送りしない）

「そのうち改善されるのでは」と過度な楽観による事案の放置、対応の先送りが、事案の深刻化を招くおそれがあります。ヒヤリハットなど初期の状況のうちに、迅速に対応することで、状況の改善につながれば、こどもだけでなく、職員にとってもプラスです。

様々な兆候に目を背けることなく、事案の収束に向けて迅速に取り組むようにしましょう。なお、事案の対応には大きなエネルギーや時間を要します。施設だけでなく、設置者（法人等）も一体となって、事案対応に当たる人の業務を周囲の人がカバーする体制を確保し、通常業務を回しながら、事案対応に向けて、みんなで対応しましょう。

●仕事の進め方・考え方を不断に見直す（繰り返さない）

事案の終息後は、事案が生じた背景・要因について職場で話し合う機会をもち、対話を通じて掘り下げて考えます。安易に個人の資質・スキルなどに原因を求めるのではなく、チームとして「どのようなことができていればよかったのか」、「なぜできていなかったのか」について、第三者による検証報告書や他施設等での取組を参考としながら、再発防止に向けて、事案から学んだことを仕事の進め方や考え方に取り入れます。決して「検討する」、「考える」、「報告書をつくる」にとどまるのではなく、日々の働き方を変えてください。

また、再発防止に向けた仕事の進め方や考え方が、日々の業務に定着しているかどうかを定期的に確認しましょう。職員も採用や異動により常に入れ替わっています。たとえば、年1回、「重大事案」について考える機会をもちましょう。

さらに、未然防止の取組として、他の施設で起きた事案を、「わがごと」としてとらえ、仕事の進め方・考え方の見直しにつなげていただきたいと思います。

(5) 「重大事案」対応の基本的な流れ

「重大事案」（おそれを含む）が発生（発覚）した場合、概ね4つのステップ（初動対応→基本調査・対応→第三者検証→再発防止策の策定・実行）に沿って事案対応を進めます。

なお、「重大事案」の発生要因（事故、自殺、こども間の問題行為）により、事案の発生（発覚）後に求められる初動や配慮が異なっていますので、発生要因に応じた対応・配慮をしてください。

図表 7 「重大事案」対応の基本的な流れ（施設等がすること）

ガイドラインが定める国への報告対象とする「重大事案」				被措置児童等虐待
	死亡事故、重篤な事故等※1	自殺	こども間の問題行為（いじめ、暴力、性問題等）	
初動対応 	応急手当 救急要請 警察への通報 現場保存	応急手当 救急要請 警察への通報 現場保存	事案の把握（発覚）	※3 「被措置児童等虐待対応ガイドラインについて」を活用して対応
	体制確保 都道府県・児童相談所に連絡（第1報） 保護者に連絡	体制確保 都道府県・児童相談所に連絡（第1報） 保護者に連絡	体制確保 加害者・被害者の分離 都道府県・児童相談所に連絡（第1報） 保護者に連絡	
	状況の記録 警察の現場検証への協力	状況の記録 警察の現場検証への協力		
基本調査・対応 	基本調査（都道府県と連携） 報告（第2報）	基本調査（都道府県と連携） 報告（第2報）	基本調査（都道府県と連携） 報告（第2報）	
	入所児童の養育継続心のケア 保護者への対応 他の保護者への説明 情報の公表	入所児童の養育継続心のケア 保護者への対応 他の保護者への説明 情報の公表	入所児童の養育継続心のケア 保護者への対応 他の保護者への説明 情報の公表	
都道府県が「重大事案」や「被措置児童等虐待」の発生と判断したとき				
第三者検証 	第三者検証（都道府県と連携）	第三者検証（都道府県と連携）	第三者検証（都道府県と連携）	※3 を活用して対応
再発防止策の策定・実行 ※2	再発防止策の策定・実行・ふりかえり	再発防止策の策定・実行・ふりかえり	再発防止策の策定・実行・ふりかえり	再発防止策の策定・実行・ふりかえり

※1 治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等（後遺障害を伴うものも含む）

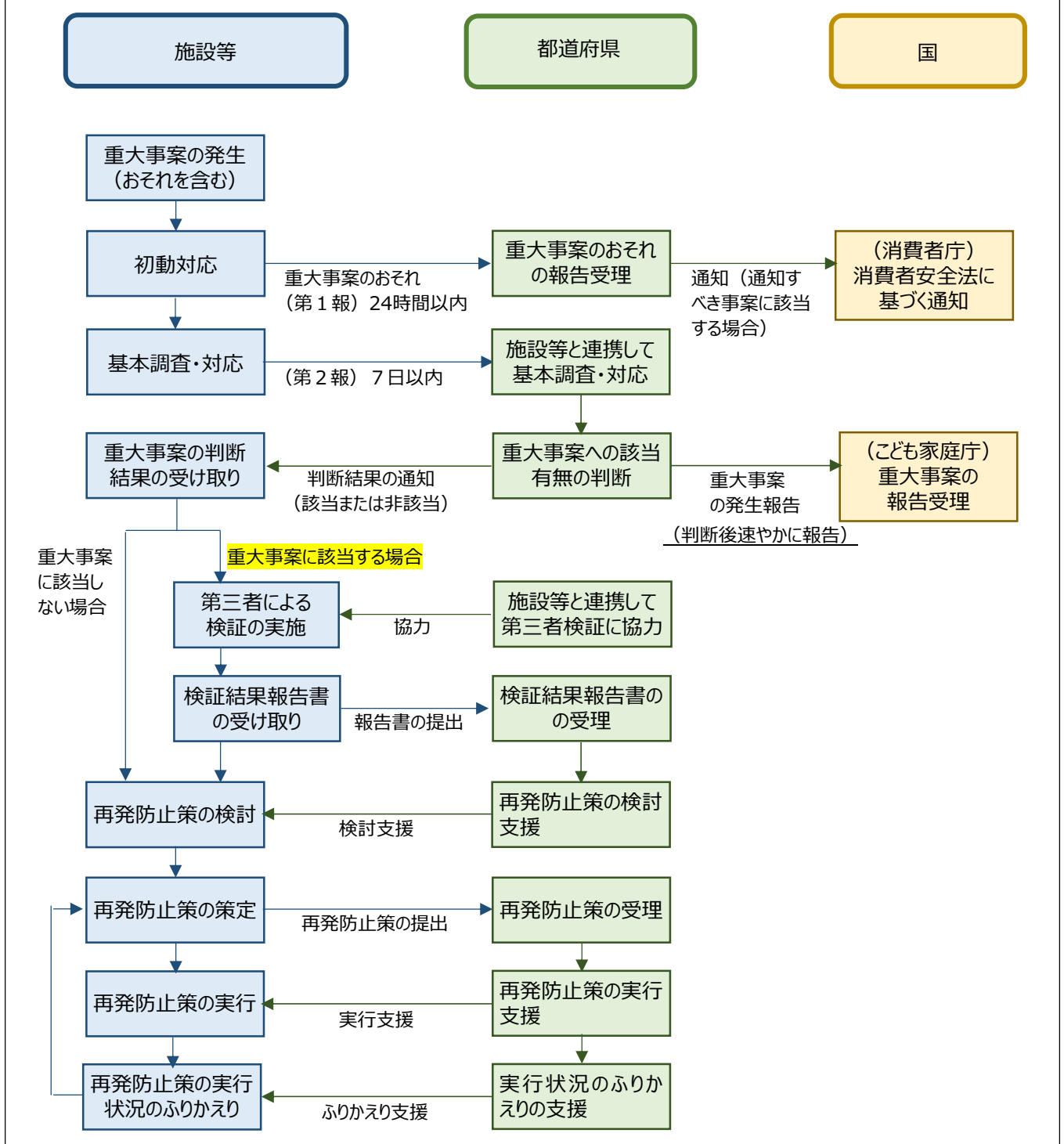
※2 結果的に「重大事案」や「被措置児童等虐待」と判断されなかった場合も取組むことが望まれます。

※3 「被措置児童等虐待」と判断された場合は「被措置児童等虐待対応ガイドラインについて」を活用して対応する。

図表 8 『『重大事案』のおそれのある事案』発生から報告・対応の流れ

ガイドラインが定める『『重大事案』のおそれのある事案』が発生（発覚）したときに、施設等及び都道府県に求められる報告・対応の流れは次の通りです。

なお、都道府県や国への報告方法については、ガイドラインを参照してください。



(資料) 令和5年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業 被措置児童等虐待及び児童養護施設等被措置児童等に係る重大事案の把握・検証等のあり方に関する調査研究「児童養護施設等被措置児童等に係る重大事案発生時の報告のためのガイドライン」(令和6年7月)

(6) 本マニュアルを読んだらまず取り組むこと

本マニュアルを読んだ施設等の職員は、まず、次の6点に取り組みましょう。

①「重大事案」について職員で話し合う機会をもち、研修企画に反映する

職員で、マニュアルの読み合わせを行い、「わからないこと」や、自施設において「気になること」を出し合います。また、自施設の特性（利用者の特性、日々の活動、施設の建物の構造・内容、施設の周辺環境等）を踏まえて、自施設において、どのような重大事案が起こり得るのかを出し合い、特に重点的に発生予防に取り組むべき重大事案を共有します。

施設長等は、話し合いの結果を、体制・仕組みや日々の活動の見直しにつなげます。また、重大事案の発生予防の考え方や取組、発生時の適切な対応を周知・共有するために、年間の研修計画に反映し、計画的に研修を行います。全員が集まって時間をとることが難しい施設等は、既存の会議とあわせて 10 分程度のミニ研修を行ったり、研修の動画を欠席者に共有するなど、全員が受講するように工夫します。

②「重大事案」の発生時の役割分担を定め、スキルアップに取り組む

「重大事案」の発生時には、施設長に様々な業務が集中します。「ワンストップ」で対応することのメリットもありますが、業務を抱え込みすぎると、対応の抜け漏れや、遅れが生じるおそれがあります。そのため、施設長の対応をバックアップする体制を作ります。施設内だけではバックアップ体制を十分に確保できない場合は、設置者（法人等）全体で協力して、重大事案の対応並びに通常業務の継続をバックアップする体制を整えます。

重大事案発生時の対応の役割分担を予め決めておくと、担当職員の当事者意識が高まります。重大事案の対応に備えた知識・スキルの習得やネットワークづくりなどに取り組むことを推奨し、万一重大事案が発生したときの対応力を引き上げます。

図表 9 「重大事案」発生時の役割とスキルアップの取組（例）

「重大事案」発生時の役割	スキルアップの取組（学ぶこと・備えること）
被害を受けたこども、加害のこどもへの聴き取り	こどもへの適切な聴き取りのノウハウ・スキルを学びます。ロールプレイングなどによりトレーニングをしておくことで、二次被害を予防したり、こどもや保護者から信頼を失うことを防ぐことができます。また、いざという時に、聴き取りにあたって相談や協力を求めることができる専門家とネットワークを作っておきます。
事案の記録・報告資料の作成	重大事案の記録方法や情報の整理方法（時系列など）を学びます。重大事案の発生時は、関係職員に記録をとることを促し、3日以内に事実関係を整理します。また、施設長による都道府県への報告資料の作成を支援します。
広報	重大事案への対応とマスコミ等の外部への情報提供の対応を同時並行で進めることは容易ではありません。施設の設置者（法人本部等）や都道府県と、事案発生時のマスコミ対応における対応方針や役割分担について、事前に話し合っておきましょう。

③緊急連絡網を作り、時間外の対応や参集体制を決めておく

「重大事案」のおそれがある事案の発生もしくは把握したときに、施設長をはじめとする管理職及び全職員に状況を速やかに周知するための連絡網を整備します。また、土日祝などの休日や夜間における初動対応や、緊急時に参集する職員の範囲を定めておきます。緊急時の初動についての体制・仕組みを整えることができれば、訓練（緊急連絡、職員参集）を行い、課題を洗い出します。

また、「重大事案」発生時には迅速かつ集中的な対応が必要となります。そのため、平時とは異なる「事案対応モード」という考え方をもっておきます。「事案対応モード」のときは、緊急性の低い日常業務を休止・延期することで、どうしても継続する必要がある日常業務にあたる必要最小限の体制を確保したうえで、事案対応にあたる体制を確保します。このような考え方や対応は、本マニュアルが対象とする重大事案の発生時に限らず、災害時の対応等にも役立てることができます。業務継続計画（BCP）等として取りまとめておくとともに、職員への周知・共有や研修・訓練に取組みます。

④第三者検証による検証の体制・方法を考える

重大事案が発生した時には、施設等が主体的に第三者による検証を行うことが求められます。いざという時に、速やかに第三者による検証を行うことができるように、本マニュアルや他施設における第三者検証の事例を学び、第三者による検証活動のイメージをもつようにします。

重大事案の種類に応じて、第三者検証に関わっていただく専門領域が異なります。第三者検証を行う必要が生じたときに、適切な委員に参画してもらうことができるように、都道府県との連携等により各専門領域の相談機関等とネットワークをつくっておきます。

⑤職員が「ヒヤリハット」を出し合う場をつくる

職員が日頃の業務のなかで感じた「ヒヤリハット」を出しあう場をつくります。職員それぞれにより、「ヒヤリハット」の捉え方は違うことがあります。その違いを認識しつつ、職員どうしで話し合うことを通じて、仕事の進め方や考え方の見直しにつなげます。

意見交換の場で共有された「ヒヤリハット」については、対話を通じて、発生した背景・要因について掘り下げて考え、「ヒヤリハット」から学んだことを仕事の進め方や考え方に取り入れます。

図表 10 ヒヤリハットとは（参考）

安全衛生キーワード「ヒヤリハット」

仕事をしていて、もう少しで怪我をするところだったということがあります。このヒヤッとした、あるいはハッとしたことを取り上げ、災害防止に結びつけることが目的で始まったのが、ヒヤリハット活動です。仕事にかかわる危険有害要因を把握する方法の1つとして、効果的です。

ヒヤリハットは報告する側にとっても、報告を受ける側にとっても、あまり名誉なことではありません。このため、労働者を責めないという取決めをし、これを実行しないと、制度が長続きしません。たとえ作業手順書どおりに作業を行わなかったことが原因であった場合も、手順書に無理があって守ることができないのかもしれません。手順書の見直しの良い機会と考えるべきです。

朝礼などの機会をとらえ、ヒヤリハットがきちんと報告されるよう意識付けをしておくことも重要です。また、改善された事例については、社内報などを通じて社内に広く情報提供すると、水平展開はもとより、労働者の意識向上にもつながります。

（資料）厚生労働省「職場のあんぜんサイト」

⑥こどもが「不安」や「困りごと」を伝えやすい環境を確保する

施設で暮らしているこどもが、「不安」や「困りごと」を話しやすくするためには、日頃からこどもへの権利教育をするなど、困ったことがあったらいつでも話してよいということを伝えるとともに、「不安」や「困りごと」を抱えこむことなく安心して打ち明けることができる相手を確保することが必要です。

こどもたちにとって、普段での関わりがまったくなく、初対面の大人にいきなり本心を打ち明けることは容易でないと考えられます。また、打ち明けた内容がどのように扱われるのかもとても気になることです。自分が話したことによって、自身の日々の暮らしや受けているケアにおいて不利なことにつながるのか、また、自分が間違っていたら他のこどもや職員に迷惑をかけるのではないかなど不安が尽きないと考えたほうがよいでしょう。

そのため、普段から、どういったことがあったときに、誰に相談してほしいのか、相談内容はどのように扱われるのか（秘密を守る）などを、繰り返して説明しておきます。また、相談相手となる方（例：児童相談所職員、意見表明支援員）と定期的に顔をあわせ、雑談する機会を設けるなど、こどもが困ったときに誰かを頼ることができる環境をつくります。

また、施設での暮らしでの「不安」や「困りごと」について、こどもたちでどうして話し合い、共有する機会をもつことも有効と考えられます。他のこどもの「不安」や「困りごと」に接することは、こどもの気づきにもなり、こども間の問題行為の発生予防や、エスカレートの抑制につながることを期待されます。なお、特定のこどもへの非難・糾弾にならないように、発言の場づくりや運営で工夫します。

図表 11 相談しやすい環境づくりをすすめるには（参考）

子どもたちが、教職員や保護者へいじめについて相談することは、非常に勇気がいる行為です。いじめている側から「チクった」と言われて、いじめの対象になったり、さらにいじめが助長されたりする可能性があることを教職員が十分に認識し、その対応について細心の注意を払わなければなりません。その対応如何によっては、教職員への不信感を生み、その後の情報が入らなくなり、いじめがより潜在化することが考えられます。

本人からの訴えには

○ 心身の安全を保証する

日頃から教職員のいじめ問題への対応姿勢を伝えるとともに、実際に訴えがあった場合には、「よく言ってくれたね。全力で守るからね。」と伝えるとともに、その手だてを考えねばなりません。例えば、保健室や相談室等の一時的に危険を回避する時間や場所を提供し、担任やカウンセラーを中心に、本人の心のケアに努めるとともに、具体的に心身の安全を保証します。

○ 事実関係や気持ちを傾聴する

「あなたを信じているよ。」という姿勢で、疑いをもつことなく傾聴します。

※事実関係の客観的な把握にこだわり、状況の聴取だけにならないように注意します。

周りの子どもたちからの訴えには

○ いじめを訴えたことにより、その子どもへのいじめが新たに発生することを防ぐため、他の子どもたちから目の届かない場所や時間を確保し、訴えを真摯に受け止めます。

○ 「よく言ってきたね。」とその勇気ある行動を称え、情報の発信元は絶対に明かさないと伝え、安心感を与えます。

（資料）兵庫県教育委員会「いじめ対応マニュアル」（平成29年8月）

2 初動対応

ここでは、「重大事案」に該当するかどうか判断に迷う事案を含めた『『重大事案』のおそれのある事案』が発生（発覚）したときの初動対応を示します。

「重大事案」の発生要因（事故、自殺、こども間の問題行為）によって、求められる初動対応の内容や留意するポイントは異なります。本マニュアルでは、事故対応における初動対応をベースとして記載し、発生要因に応じて適宜補足しています。

また、施設等における対応をベースとして記載し、都道府県における対応を適宜記載しています。

図表 12 初動対応

	死亡事故・重篤な事故 自殺	こども間の問題行為 （いじめ、暴力、性問題等）	被措置児童等虐待
発生（発覚）直後の 対応	応急手当と救急要請 警察への通報 現場保存	事案の把握（発覚）	「被措置児童等虐待 対応ガイドラインに ついて」を活用して 対応
重大事案対応の体 制確保	体制確保	体制確保 加害者・被害者の分離	
関係者への連絡と 支援要請	施設の設置者（法人等）への連絡と支援要請 都道府県等への連絡と支援要請 被害を受けたこども の保護者への連絡 措置元の児童相談所への連絡と支援要請 重大事案の内容に応じた専門機関への連絡と支援要請		
記録等	事故等の状況の記録 警察の現場検証への協力		

(1) 発生（発覚）直後の対応

ここでは、『重大事案』のおそれのある事案」の発生（発覚）直後の対応を示します。

①死亡事故、重篤な事故等の発生

事故発生時に優先すべきことは、事故にあったこども（以下「被害を受けたこども」）の生命と健康です。事故直後は、まずは被害を受けたこどもの医学的対応（応急手当）を行います。

(ア) 応急手当と救急要請

- ☐ 第一発見者は、事故の状況（けが人、現場・周囲の状況等）を的確に把握します。
- ☐ 第一発見者は、被害を受けたこどもの症状を確認し、速やかに止血、心肺蘇生などの応急手当を行い、症状が重篤にならないようにします。特に、こどもの生命に関わるような重篤な事故が発生したときは、管理職への報告よりも救命処置を優先して迅速に対応します。
- ☐ 第一発見者は、近くにいる管理職や職員、こども等に応援を要請します。
- ☐ 管理職は、応援に駆けつけた職員に対して役割分担を指示し、速やかに救急車の要請（119番通報）やAEDの手配、アナフィラキシー症状が見られる場合にはエピペン®の手配等、対応に当たります。

図表 13 応急手当を実施する際の留意点（参考）

応急手当を実施する際の留意点

- ・被害児童生徒等の生命に関わる緊急事案については、管理職への報告よりも救命処置を優先して迅速に対応する。
- ・救命処置において、意識や呼吸の有無が「分からない」場合は、呼吸と思えた状況が死戦期呼吸である可能性にも留意して、意識や呼吸がない場合と同様の対応とし、速やかに心肺蘇生とAED装着を実施する。
- ・救急車を手配するために 119番通報をすると、消防の通信司令員から電話口で指示や指導が受けられるため、心停止かどうかの判断に迷ったり、胸骨圧迫のやり方などが分からない場合は、119番通報した際に電話を切らずに指示を仰ぐようする。
- ・教職員は事故の状況や被害児童生徒等の様子に動揺せず、またその他の児童生徒等の不安を軽減するように対応する。

（資料）文部科学省「学校事故対応に関する指針」（平成28年3月）

(イ) 警察への通報

- ☐ 施設等は、事故等が発生した場合、警察に通報します。

(ウ) 現場保存

- ☐ 施設等は、他のこどもを、事故が発生した場所と別の部屋等に移します。
- ☐ 事故が発生した場所への立ち入りを制限するなど、二次的な事故が発生する可能性がある場合を除き、片付け、物の移動等を行いません。

②こども間でのいじめの発生

(7) いじめ行為を発見した場合や相談を受けたときの対応

- ☐ いじめ行為を発見した場合、次を参考に対応します。

図表 14 いじめ行為を発見した場合や相談を受けたときの対応（参考）

いじめ行為を発見したとき

- ・ いじめ行為を発見した教職員は、その時に、その場で、いじめを止めます。

いじめに関わる相談を受けたとき

- ・ いじめられていると相談に来た子どもや、いじめの情報を伝えに来た子どもから話を聴く場合は、他の子どもたちの目に触れないよう、場所、時間等に慎重な配慮を行います。また、事実確認は、いじめられている子どもといじめている子どもを別の場所で行う必要があります。
- ・ 状況に応じて、いじめられている子どもやいじめ情報を伝えた子どもを徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備します。

（資料）兵庫県教育委員会「いじめ対応マニュアル」（平成29年8月）をもとに作成

③こども間での暴力の発生

(7) 暴力行為の制止と安全確保

- ☐ こどもの暴力行為が発生した場合、次を参考に対応します。

図表 15 暴力行為の制止と安全確保（参考）

暴力行為の制止と安全確保

- ・ 暴力行為は些細なものであってもその場で毅然と冷静に制止します。
- ・ 可能な限り第三者となる複数の職員が介入します。
- ・ 他の子どもはその場から離し、安全を確保します。
- ・ 加害児童に対しては、まずは口頭注意により暴れている子ども自身の安全が保てないと判断される場合は、最終手段として、予告の上でホールディングを行います。
- ・ 不適切なホールディングは職員・子どもともにけがをするおそれがあります。ホールディングを実施しなくてはならない場合は、単独でホールディングを行うことは避け、訓練を受けた職員複数人で行います。
- ・ さらに、子どもの暴力が激しい、凶器を所持しているといった場合は警察へ通報します。

対象となる子どもの鎮静化

- ・ 子どもが平静を取り戻すための介入を最優先します。
- ・ 暴力に及ぶ原因となった子どもや職員を遠ざけます。
- ・ 力づくではなく、「ちょっとここを離れて話を聞かせてよ」などとおだやかに声をかけます。
- ・ 対応する職員は自身の安全と平静を保ちます。

対象となる子どもの鎮静化後の対応

- ・暴力に至った経過、理由を聴取します。
- ・暴力に至るまでとその後の感情を聴取します。
- ・感情そのものには共感しつつ、暴力行為は不適切であったこと、その他に取り得る行動があったことを伝えます。
- ・可能であれば被害児童に謝罪させます。
- ・後日もう一度振り返りをすることを伝え、安全確認の上日常生活に戻します。

ほかの子どもへの対応

- ・ほかの子どもが暴力を見聞きしている場合は、適切に説明をする必要があります。
- ・できるだけ間を置かず、関係した子ども全員に事実経過を説明します。
- ・再発防止に向けて取組む旨を伝えます。
- ・ほかの子どもから意見があれば丁寧に聴取します。

（資料）株式会社日本総合研究所「厚生労働省 令和３年度子ども・子育て支援推進調査研究事業 一時保護所職員に対して効果的な研修を行うための基礎的な調査研究『はじめて一時保護所に着任する職員のためのハンドブック』」

④こども間での性問題の発生（発覚）

(7)性問題被害の発覚（本人または周囲のこどもから開示）

- ☐ 本人または周囲のこどもから性問題被害を打ち明けられたら、次を参考に対応します。

図表 16 被害を受けたこども等から相談を受けたときの対応（参考）

1. 被害児童生徒本人から打ち明けられたら？

被害児童生徒が安心して話せる場所で話しやすい教職員が話を聴きます。最初の段階では、事情聴取のように根掘り葉掘り聴く必要はありません。ケースシートを利用するなどして、「誰に、何をされたか」を聴き、何度も被害にあっている場合には可能であれば直近の被害日時について確認します。傷ついた気持ちに寄り添い、言いにくいことを「話してくれてありがとう」と伝えましょう。さらなる聴き取りは十全に準備をしたうえで行います。

2. 本人以外の児童生徒から相談されたら？

誰がいつ、どのような場面で知ったか、被害児童生徒本人は教職員にそのことを伝えても構わないと言っているかを確認します。情報を提供してくれた児童生徒に対しては「先生に相談してくれたことは間違っていないよ」という姿勢を示した上で、この話を広げないことと、困った時に相談できる教職員の名前を伝えます。被害児童生徒が開示を嫌がっている場合や了解しているかどうかわからない場合は、慎重に進めないと、心配して情報を提供してくれた児童生徒の立場を悪くしてしまいます。

（資料）兵庫県立尼崎総合医療センター田口奈緒（執筆者代表）『『学校で性暴力被害がおこったら』被害・加害児童生徒が同じ学校に在籍している場合の危機対応手引き』（令和２年６月）

(2) 重大事案対応の体制確保

①体制確保

- 施設長は、「重大事案」のおそれがある事案の発生もしくは把握したときは、施設運営を「事案対応モード」に切り替えます。「事案対応モード」では、緊急性の低い日常業務を休止・延期することで、どうしても継続する必要がある日常業務にあたる必要最小限の体制を確保したうえで、事案対応にあたる体制を確保します。
- 施設長は、職員全体がチームとして事案対応にあたるように、予め定めておいた役割分担を活用して、関係者への連絡や支援要請、被害を受けたこどもの保護者対応、報道対応等の準備にあたります。
- なお、事故等の事案発生後の対応を行う施設職員には相当の心的負担がかかっていることに留意し、予め定めておいた役割分担を修正するなど、関係する施設職員に配慮します。

図表 17 自殺対応における管理職の役割と自殺がおきたときのケアの注意点（参考）

校長を中心とする管理職の役割

a. 校長のリーダーシップ

校長は、遺族への対応はもちろんですが、保護者会、記者会見などで自ら前面に立ち、陣頭指揮をとってください。もちろん、教育委員会のサポートが必要です。対応に追われて本質を見失わないよう、「子どもを守る」、「遺族のサポート」、「第二の犠牲者を出さない」の3つを自分に言い聞かせましょう。

b. 情報の取扱い

憶測に基づくうわさ話が広がらないように、正確な情報発信を心がけてください。学校に都合が悪いというだけで正確な情報を出すことをためらっていると信用を失ってしまいます。もちろんプライバシーへの配慮が必要です。また、子どもの自殺は連鎖（後追い）の可能性があることから、情報の取扱いに注意が必要です。自殺報道において控えるべきことをWHO（世界保健機関）が提言していますので、以下にまとめてみました。参考にしてください。

- | | |
|----------------|---------------|
| ・自殺の手段を詳細に伝えない | ・自殺を美化しない |
| ・遺書や写真を公表しない | ・原因を単純化しない |
| ・センセーショナルに扱わない | ・特定の誰かの責任にしない |

自殺が起きたときには次のような点に注意して、ケアにあたってください。

- ・自殺の場合、原因を単純化して自分を責めたり、特定の誰かに責任をなすりつける傾向があります。また、生きることがつらいと感じている子どもが後追い自殺をしてしまう危険性があります。これらに留意しつつ、子ども、保護者、報道へ情報発信してください。
- ・遺族と接触を続けてください。情報発信や葬儀について、できる限り遺族の意向を確認しながら進めてください。
- ・自殺した子どもと関係の深い人や自殺の危険の高い人、現場を目撃した人をリストアップし、早めに関わってください。専門家のケアが受けられる態勢を用意してください。
- ・子どもに事実を伝える時は、大きな集会を避け、クラスで伝えてください。ただし、手段の詳細は伝えないでください

（資料）文部科学省「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」（平成21年3月）

図表 18 いじめの兆候を発見したときの対応（参考）

いじめの兆候を発見したときの対応

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切です。いじめられている子どもの苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて特定の教職員だけで抱え込まず、校内いじめ対応チーム（対策組織）へ報告し、組織的に対応することが重要です。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る必要があります。

（資料）兵庫県教育委員会「いじめ対応マニュアル」（平成29年8月）

図表 19 学校で性暴力被害が起きたときの対応（参考）

管理職へ報告し、チームで対応しましょう。

いじめと同様に、事実関係が確定してから対応を開始するのではなく、「疑い」の段階で重大事態と考え、原則的に即日に報告、調査、対応を開始します。なにより管理職のスピーディな判断が重要です。即日に対応を開始しない場合は、保護者に説明できる理由を明確にして記録に残しておく必要があります。

最初にチームを作って役割を決めます。性暴力被害の場合、原則としてチームの教職員のみ詳しい情報を共有します。被害児童生徒の支援担当教職員を決め、被害状況と不安・心配なことなどを聴き取ります。学校内に加害児童生徒がいる場合、同時に加害児童生徒からの聴き取り担当教職員を決めます。同じ教職員が被害・加害双方から話を聴くと、自分が話したことが相手に伝わってしまうと感じ、信頼関係を築くことが難しい場合があります。一人の教職員に負担がかかりすぎないように、事案ごとにスクールカウンセラー、養護教諭なども含めたチームで対応する必要があります。

（資料）兵庫県立尼崎総合医療センター田口奈緒（執筆者代表）『『学校で性暴力被害がおこったら』被害・加害児童生徒が同じ学校に在籍している場合の危機対応手引き』（令和2年6月）

②加害者・被害者の分離【こども間の問題行為の場合】

- ☐ 施設等は、こどもの安全確保を優先するため、おそれのある段階であったとしても、被害を受けたこどものほか、他のこどもについても、加害のこどもと分離します。
- ☐ 施設等は、職員が関わっている事案の場合、関係するこどもと接触しない業務に従事させるなど、関係するこどもに影響が生じないようにします。

(3) 関係者への連絡と支援要請

①施設の設置者（法人）等への連絡と支援要請

- 施設等は、「重大事案」のおそれがある事案が発生したときは、施設の設置者（法人等）に重大事案事案の状況について速やかに報告します。
- 重大事案の発生時には様々な対応を集中して行う必要があり、施設の職員だけでは手が回らなくなることが想定されます。事案対応に必要な体制と、こどもの養育を継続するために必要な体制を確保できるように、施設の設置者（法人等）に必要な人員の派遣等の支援を要請します。

【施設の設置者（法人等）】

- 施設の設置者（法人等）は、重大事案への対応の知見を有する職員を含む複数の職員を派遣するとともに、助言等の支援を行います。

②都道府県への連絡と支援要請

- 施設等は、「重大事案」のおそれがある事案が発生したときは、都道府県に速やかに報告します。電話等において第一報を行うことを優先します。ガイドラインが定める報告様式での報告は、ガイドラインの定め通り、事案発生後24時間以内に行ってください。
- 施設等は、施設の設置者（法人等）における重大事案への対応の知見が少ない場合、都道府県に事案対応の知見を有する職員の派遣を要請します。

【都道府県】

- 都道府県は、重大事案の発生の連絡を受けたときは、重大事案の概要や初動対応の状況を把握するため、可能な限り早期に、重大事案への対応の知見を有する職員を含む複数の職員を施設等へ派遣し、必要な助言等を行います。
- 特に、複数のこどもや職員等に影響が生じている場合は、必要に応じて、担当している児童相談所だけでなく、他の児童相談所からの応援派遣を検討・調整します。

③被害を受けたこどもの保護者への連絡

- 保護者対応は複数の職員であたり、事実に基づいて丁寧に行います。
- 施設等は、被害を受けたこどもの保護者に対し、重大事案の発生（第1報）を可能な限り早く連絡します。なお、その際には、重大事案の概況、こどもの状況など、最低限必要とする情報を整理した上で行います。
- けがをした場合は、けがの詳細や搬送先の医療機関名等、ある程度の情報が整理できた段階で、第2報の連絡を行います。以後、正確かつ迅速な連絡に努め、情報の共有を図ります。
- 被害を受けた保護者に報告する際は、重大事案の内容に応じて、次の点に留意して的確に報告します。

図表 20 事故等が発生した場合の保護者への報告に関する留意点（参考）

事故等が発生した場合の保護者への報告

- ・電話で報告する場合、電話の前に伝える内容を整理等し、事故の概要を的確に伝える。なお、電話の内容は記録する。
- ・子どもの事故の概況（事故発生の経緯、事故発生時の様子、受診結果等）については、具体的、かつ、客観的に説明するように心がける。
- ・保護者からの質問には、状況を踏まえ、確認できた内容の範囲内において説明する。不明な点や確認中の点については、その旨を伝える。

（資料）内閣府、文部科学省、厚生労働省「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン【事故発生時の対応】 ～施設・事業者、地方自治体共通～」（平成28年3月）

図表 21 自殺対応における遺族への対応（参考）

遺族への対応

遺族へのコンタクトを急ぎましょう。自殺の事実を子どもや保護者、マスコミに伝えるにあたっては、遺族から了解をとるよう努めてください。遺族が事故死として扱うと言われればそれを尊重しますが、学校が“嘘をつく”と子どもや保護者の信頼を失いかねませんから、「家族からは〇〇と聞いています」という表現にとどめる必要があります。

葬儀への子どもの参列についても、遺族は遠慮することがあります。要望が変わった場合でも柔軟に対応できるようにしておいてください。葬儀後も関わりを続けてください。

亡くなった子どもの兄弟姉妹へのサポートは学校の大切な役割です。兄弟姉妹が他校にいれば他校との連携が必要になります。

（資料）文部科学省「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」（平成21年3月）

図表 22 いじめが起きた時の保護者への対応（参考）

いじめられていた子どもの保護者への対応

- ・発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を伝えます。
- ・学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議します。
- ・保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止めます。
- ・継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝えます。
- ・家庭で子どもの変化に注意してもらい、どんな些細なことでも相談するよう伝えます。

いじめていた子どもの保護者への対応

- ・正確な事実関係を説明し、いじめられた子どもや保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝えます。
- ・「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした態度を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼します。・子どもの変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をするなど連携を図り支援します。

（資料）兵庫県教育委員会「いじめ対応マニュアル」（平成29年8月）

図表 23 学校での性暴力被害を受けた保護者の連絡（参考）

学校での性暴力被害を受けた保護者の連絡

被害児童生徒の保護者に連絡し、はじめに学校として「全力で被害児童生徒を守る」「秘密は守る」ことを強く約束することが肝要です。そして「いまのところわかっている情報」を共有し、以下について保護者に伝えます。

- ①医療機関受診の必要性（治療が必要な外傷があった場合、妊娠の可能性があり緊急避妊ピルが有効な72時間以内の場合など）
- ②心とからだのケアの必要性和、性暴力被害者支援センターのような専門機関に相談するメリット（保護者だけでも相談は可能です）
- ③学校内で今回の出来事を知っている教職員（チームのメンバー）
- ④警察に通報する意思はあるかの確認（被害直後であれば、事実を証明する証拠を採取することが可能です）

（資料）兵庫県立尼崎総合医療センター田口奈緒（執筆者代表）『「学校で性暴力被害がおこったら」被害・加害児童生徒が同じ学校に在籍している場合の危機対応手引き』（令和2年6月）

④措置元の児童相談所への連絡と支援要請

- ☐ 施設等は、被害を受けた子どもや加害の子どもが、他の都道府県の児童相談所において措置されている場合、措置元となる児童相談所に重大事案の発生を報告します。
- ☐ 施設等は、重大事案の対応（子どもへの聴き取り、心のケア等）や第三者検証にあたって、子どもの措置元となる児童相談所に協力を要請します。

【措置元の児童相談所】

- ☐ 措置元の児童相談所は、都道府県と状況を共有し、重大事案の対応（子どもへの聴き取り、心のケア等）や第三者検証にあたっての協力を備えて、担当職員等と状況を共有するとともに、重大事案に関係する子どもについての情報・記録等の所在・内容を確認しておきます。

⑤重大事案の内容に応じた専門機関への連絡と支援要請

- ☐ 施設等は、重大事案の内容（事故、自殺、いじめ、性問題等）に応じて、ネットワークを有する専門機関と状況を共有し、必要な協力を要請します。

【都道府県】

- ☐ 都道府県は、重大事案の内容（事故、自殺、いじめ、性問題等）に応じて、ネットワークを有する専門機関と状況を共有し、必要な協力を要請します。

図表 24 学校における性暴力被害における関係機関との連携（参考）

学校内及び学校外の関係機関との調整担当教職員を決めましょう

児童生徒や保護者の間で「うわさ」が広がらないように配慮します（とくにSNSへは注意が必要です）。教職員の情報共有の範囲を決めます。

「疑い」の段階であっても教育委員会への報告は必要です。性暴力被害加害の対応については、苦慮することが多いため、教育委員会の援助も得ながら、専門機関からの助言で救われることもあります。（性暴力被害者支援センター等の相談窓口では教職員からの匿名での相談や電話相談も可能です。初期対応での注意点や被害児童生徒への配慮など第一報の時点から助言があることで学校の緊張と負担が軽減します。）

さらに必要に応じて警察、弁護士、福祉、医療へ相談する優先順位とタイミングを判断しますが、あくまで本人の意思やペースを大事にしてください。

（ア）医療費の保険部分は、学校管理下であればスポーツ振興センターへの申請が可能です。

（イ）カウンセリングなど自己負担分は、被害者支援の助成が可能な場合もあります。

（ウ）警察や性暴力被害者支援センターへの相談で、費用のサポートができる場合もあります。

（資料）兵庫県立尼崎総合医療センター田口奈緒（執筆者代表）『「学校で性暴力被害がおこったら」被害・加害児童生徒が同じ学校に在籍している場合の危機対応手引き』（令和2年6月）

（4）記録等

①重大事案の状況の記録【事故等の場合】

- ☐ 施設等は、応急手当を優先しつつも、事故の発生状況や事故後の対応及びその結果について、適宜メモを残すことを心がけます。応援に駆けつけた施設職員に対して、記録担当の役割を指示することも有効です。
- ☐ 施設等は、すべての職員に対して、その日のうちにできる限り早く事実を時系列的に記録するように指示します。
- ☐ 対応が一段落した時点でメモを整理します。
- ☐ 記録の内容については、後日、都道府県の職員等が施設職員に聴き取りを行い、その上で事実関係を整理するために活用されることも想定されます。

図表 25 記録する際の留意事項（参考）

記録する際の留意事項

- ・ ボールペンなどの、修正できない筆記用具で、紙に、手書きで記録する。
- ・ 一人ひとりが個別に記録する。
- ・ 記録する前や記録している最中には、他の職員と相談しない。
- ・ 書き終わったものを他の職員に見せない。他の職員が書いたものを見ない。書いた内容について話をしない。
- ・ 書き終わったものは、施設等による保管の他、地方自治体との情報共有を図る。
- ・ 書いた後、本人が「間違った」「書き忘れた」場合には、元の記録用紙を加筆、修正するとともに、地方自治体との情報共有を図る。

（資料）内閣府、文部科学省、厚生労働省「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン【事故発生時の対応】 ～施設・事業者、地方自治体共通～」（平成28年3月）

【都道府県】

- ☐ 都道府県は、施設等に対して、事故等の記録を適切に行うように指導します。写真等の記録を確認し、不足があれば助言します。
- ☐ 事故等の現場にいた施設等の職員一人ひとりが状況を時系列的に記録する等適切に記録できるように助言・指導します。
- ☐ 都道府県は、施設等による事実整理の作業を支援します。

②警察の現場検証への協力【事故等の場合】

- ☐ 事故等が発生した場合、警察による現場検証に協力します。
- ☐ 危険性があるもの（例：おもちゃ、食材等）について、他の子どもたちに危険が及ばないようにするため、必要に応じて対応を警察と相談します。

3 基本調査

ここでは、『『重大事案』のおそれのある事案』の発生（発覚）を受けて、事実整理を行うための基本調査の方法を示します。

施設等は、初動対応の後、速やかに「基本調査」に着手し、事故等の場合は、原則として3日以内を目途に関係する全ての施設職員から聴き取りを実施します。また、必要に応じて、事故等の現場に居合わせたこどもへの聴き取りを実施します。

基本調査と並行して行うことが必要な対応（入所児童の養育の継続、心のケア、保護者への対応、他の保護者への説明、情報の公表）については、31 ページに示します。

施設等における対応をベースとして記載し、都道府県における対応を適宜記載しています。

図表 26 基本調査と対応

図表 20 基本調査と対応				
	死亡事故・重篤な事故	自殺	こども間の問題行為 (いじめ、暴力、性問題等)	被措置児童等虐待
基本調査	基本調査（施設等と都道府県が連携） 報告（第2報）			「被措置児童等虐待対応ガイドラインについて」を活用して対応
対応 （基本調査と並行して実施することが必要なこと）	入所児童の養育の継続 心のケア 保護者への対応 他の保護者への説明 情報の公表	施設等と都道府県が連携		

(1) 基本調査の目的

「基本調査」とは、重大事案のおそれのある事案の発生後、速やかに着手する調査であり、施設等がその時点で持っている情報及び基本調査の期間中に得られた情報を迅速に整理するものです。

なお、基本調査で得られた情報に基づく重大事案の発生に至る背景や原因の分析等は、「第三者検証」において行います。

(2) 基本調査の実施主体

基本調査の実施主体は、施設等が基本となりますが、都道府県が被害の重篤性を判断するにあたり、都道府県も実施主体の一つとして、基本調査に関わることが適切な場合があります。

特に、都道府県が関係するこどもの聴き取りを直接行う必要性が高い場合については、施設等による聴き取りを終えた後に、都道府県が聴き取りを行うことによる2次被害等を防止することが必要です。

そのため、基本調査にあたっては、施設等と都道府県は、重大事案の状況を踏まえ、調査の進め方や体制、スケジュールを協議し、両者が連携・協力して進めてください。

(3) 基本調査の方法

①基本調査の実施方針の作成

- ☐ 施設等と都道府県は、重大事案の状況を踏まえ、調査の進め方（調査の対象、調査方法）や調査体制、施設等と都道府県との役割分担、スケジュールを協議し、実施方針としてとりまとめ、共有します。
- ☐ 重大事案の内容によっては、この段階から、外部の専門家による助言・指導を求めます。

【都道府県】

- ☐ 都道府県は、基本調査の実施方針の検討にあたって、他の重大事案における基本調査の実施事例などの情報を施設等に提供すること等により、基本調査の目的・方法や実施に当たっての留意点、アウトプットイメージを施設等と共有します。

図表 27 基本調査の方法例

	死亡事故・重篤な事故	自殺	こども間の問題行為 (いじめ、暴力、性問題等)
記録等の確認	被害を受けたこどもに関わる記録の確認	亡くなったこどもに関わる記録の確認	加害・被害双方のこどもに関わる記録の確認
現地調査	事故現場の調査		
聴き取り	職員 他のこども	職員 関係の深かったこども	加害のこども 被害を受けたこども 他のこども 職員

※被措置児童等虐待については除く。

②基本調査の実施体制の確保

- ☐ 基本調査の対象や調査方法を踏まえて、必要となる体制を見積もり、確保します。
- ☐ 事故等の場合、事故現場に居合わせたこどもや職員の人数が多くなり、聴き取りなどの調査を担当する人員を多く確保することが必要となる場合があります。その場合は、施設等の設置者（法人等）や都道府県に応援職員の派遣を要請します。

【施設の設置者（法人等）】

- ☐ 施設の設置者（法人等）は、基本調査の実施や調査結果のとりまとめにあたって、基本調査の知見を有する職員を含む複数の職員を派遣するとともに、基本調査の実施にあたって助言等の支援を行います。

【都道府県】

- ☐ 都道府県は、基本調査の実施や調査結果のとりまとめにあたって、基本調査の知見を有する職員を含む複数の職員を派遣するとともに、基本調査の実施にあたって助言等の支援を行います。

③記録等の確認

- ☐ 事案が発生した状況に関わる情報や、事案の関係者（被害を受けたこども、加害のこども）に関わる記録を整理します。

図表 28 記録等の確認

	死亡事故・重篤な事故	自殺	こども間の問題行為 (いじめ、暴力、性問題等)
こどもに関わる記録	被害を受けたこどもに関わる記録の確認（こどもの体調、持病、特性など）	亡くなったこどもに関わる記録の確認（こどもの体調、持病、特性、生育歴、相談内容、指導記録など）	加害・被害双方のこどもに関わる記録の確認（こどもの体調、持病、特性、生育歴、相談内容、指導記録など）
その他の記録	事故発生に関わる取組の計画（イベント等の場合、イベントの内容、運営体制、事故発生防止の取組など）		

※被措置児童等虐待については除く。

④現地調査【事故等の場合】

- ☐ 事故等が発生した現場についての情報を、写真や図面等を用いて整理します
 （例）事故等が起こった時の関係者（被害を受けたこどもなど）の位置・動き、他の職員・こどもの位置・動き

⑤聴き取り【共通】

聴き取りの際には、以下の点に留意します。

- ☐ こどもの不安感を解消するため、聴き取りの目的等を十分に説明するとともに、第三者（弁護士やアドボケートなど）が同席できるような環境を作ります。
- ☐ こどもの年齢や特性に配慮して、説明や聴き取りを行います。
- ☐ 聴き取りをするときは個別に行うこと、聴き取った内容を他の人に伝える際には本人に事前了解をとることなど、プライバシーに配慮します。

【都道府県】

- ☐ 都道府県は、被害の重篤性を判断するにあたり、関係するこどもの聴き取りを直接行う必要性が高いと考える場合は、聴き取りの対象者や内容、方法等について、施設等と事前に協議・調整するとともに、聴き取りに同席するようにします。
- ☐ 都道府県は、必要に応じて、重大事案への対応に知見を有する外部の専門家に、聴き取りにあたっての助言や協力を求めます。

⑥聴き取り【事故の場合】

- 聴き取り調査に当たっては、聴取・記録・心のケアへの配慮という各観点が必要であり、専門家（臨床心理士等）の支援を受けて実施の判断を行い、実施の際には、必ず複数の施設職員で対応するとともに、状況に応じて専門家（臨床心理士等）を同席させることも必要であると考えられます。
- 職員や子ども等に聴き取りを行う際には、聴き取りの目的を明らかにした上で、以下の事前説明を行うなど、聴き取り対象者の負担軽減に努めます。

図表 29 聴き取りの目的等の説明

聴き取りの目的等の説明

- ・ 記憶していることをできるだけ正確に思い出して話してほしいこと。
- ・ 人の記憶はあいまいなので、正確な事実だけを覚えているわけではないこと（記憶違いのこともあること）。
- ・ 一人の記憶に頼るのではなく、他の人の話などから総合的に判断してまとめていくこと。
- ・ 「誰が何を言った」ということが、そのまま外部に出ることはないこと。
- ・ できるだけ正確に話の内容を記録するため、録音することもあるが、録音データは、調査報告としての記録作成のみに使用すること

（資料）文部科学省「学校事故対応に関する指針」（平成28年3月）

- 関係するすべての職員への聴き取りを、以下を参考に行います。

図表 30 職員への聴き取り

職員への聴き取り

- 原則として3日以内を目途に、関係する全ての教職員から聴き取りを実施する。
- 事故後速やかに、関係する全ての教職員に記録用紙を配布し、事故等に関する事実を記録する。なお、事故発生直後にメモ等の記録を残していた教職員は、記録用紙を提出する際に、メモ等の記録も併せて提出する。
- あらかじめ決めてあった役割分担を踏まえ、記録の内容を基に、聴き取り担当とされている者（校長や副校長、教頭等）が聴き取りを実施し、記録を行う。教職員が話しやすいかどうかとも考慮し、状況に応じて、支援を行う学校の設置者及び都道府県等担当課が聴き取ることも考えられる。
- 記録担当の教職員は、聴き取り担当及び関係する教職員が記載した記録用紙の情報を集約し、発生状況や事故等の事故後の対応について、時系列で整理する。

（参考）聴き取る内容の例

- ・ 事故数日前からの被害児童生徒等の状況で気になっていたこと
- ・ 疾患の有無及び内容
- ・ 既往症の有無及び内容
- ・ 事故発生時に当該教職員がしたこと、見たこと、聞いたこと
（被害児童生徒等及び事故現場に居合わせた児童生徒等の様子） 等

- 関係する教職員自身が強いストレスを受けている可能性にも留意し、必要な場合は医療機関を受診さ

せる。

- 部活動指導員等、外部人材が学校に派遣・配置されている場合には、当該外部人材からも聴き取りを実施する。

(資料) 文部科学省「学校事故対応に関する指針」(平成28年3月)

- 事故現場に居合わせた子ども等への聴き取りを、以下を参考に行います。

図表 31 事故現場に居合わせた子ども等への聴き取り

事故現場に居合わせた子ども等への聴き取り調査

- 事故現場に児童生徒が居合わせたりするなど、事故発生時の事実関係を整理する上で関係する児童生徒等に対して聴き取りを行う必要がある場合には、児童生徒等への聴き取り調査の実施を検討する。ただし、多数の児童生徒等から聴き取りを行う必要があるなど、短期間での実施が難しい場合は、基本調査では聴き取れる範囲で実施し、詳細調査の中で引き続き実施することも検討する。
- 事故現場に居合わせた児童生徒等は、精神的に大きなショックを受けていることから、調査実施に当たっては児童生徒等・保護者の理解・協力、心のケア体制が整っていることが前提である。聴き取りの前には、保護者に連絡して理解・協力を依頼するとともに、保護者と連携してケア体制を万全に整える。
- 学級担任や養護教諭などがあらかじめ定められた役割分担に従って聴き取りをすることが考えられるが、その他の部活動顧問や担任外の教諭など児童生徒等が話しやすい教職員が別にいる場合には、聴き取る主体を限定することなく柔軟に対応することが望ましい。
- 心のケアの中で、何か気になっていることがあれば自然と語れる雰囲気をつくるよう工夫する。
- 事故現場に居合わせた児童生徒等が話しやすい雰囲気を作り出すことが困難な状況においては、教職員からの聴き取りと同様に、当該児童生徒等に対し、記録用紙を配布し、事故に関する事実を記録してもらう方法を取ることも考えられる。

(資料) 文部科学省「学校事故対応に関する指針」(平成28年3月)

- 関係機関については、例えば、事件性のある事案の捜査や検視等を行う警察との協力、亡くなった子どもと関わりのある関係機関(措置元となる児童相談所、行政機関、医療機関等)との情報共有を図ります。
- 得られた情報の範囲内で、情報を時系列にまとめます。事実と推察は区分し情報源を明記するなどして整理します。
- 基本調査で収集した記録用紙(メモを含む)や事故報告等の連絡に用いた電子メール等は、第三者検証を行う際に重要な資料となります。すぐに廃棄することなく、一定期間保存します。

⑦聴き取り【自殺の場合】

- すべての職員への聴き取りを、次を参考に行います。

図表 32 職員への聴き取り

職員への聴き取り

- 子供とともに生活していた教職員の視点が必要不可欠であり、もし子供への指導や安全配慮で欠けていた部分があるのだとすれば、速やかにそれを把握し、事実に向き合うことが必要となる
- このため原則として3日以内を目途に、できるだけすべての教職員から聴き取りを実施することが必要である（問題を共有する意味からも、すべての教職員からの聴き取りが重要）
- 校長や教頭などが聴き取りすることが一般的だが、教職員が話しやすいかどうかとも考慮し、必要ならば、教育委員会など学校外の者が聴き取る
- 調査に先立って、教職員に調査の趣旨・対象を説明する（亡くなった子供が置かれていた状況や子供の人となりを把握するために必ず行う調査であり、全員が対象であること等）
- 聴き取る内容は、亡くなった子供が所属する学級や部活動、委員会活動等での様子、友人や教職員との関係などの対人関係、亡くなった子供の健康面や性格面、学習面や進路面などで把握していること、家族関係や学校外での生活のことで把握していることなど
- 学級担任や部活動顧問など、教職員自身が強いストレスを受けている可能性にも留意し、必要な場合は医療機関につなぐ
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等とはもとより、指導員等の外部人材が学校に派遣・配置されている場合には、聴き取りを実施する ※一部改変して引用

（資料）児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成26年7月）

□ 亡くなったこどもと関係の深かったこどもへの聴き取りを、以下を参考に行います。

図表 33 亡くなったこどもと関係の深かったこどもへの聴き取り

亡くなったこどもと関係の深かったこどもへの聴き取り

- （上記3点）に加え、状況に応じ、亡くなった子供と学級や部活動などにおいて関係の深かった子供への聴き取り調査も、適切に実施する。ただし、自殺の事実が伝えられていない場合には、子供への調査には制約を伴う
- 亡くなった子供が、亡くなる前に周囲の子供に何らかのSOSを発信していることもありえ、それを受け取っていた子供が、大人につなぐことができずにいたような場合もありうる（例えば、友人へのメールやアプリケーション等への書き込みで、何かを伝えようとしているときもある）
- 聴き取りの前には、保護者に連絡して理解・協力を依頼するとともに、保護者と連携してケア体制を万全に整える
- 聴き取りをしたことが周囲に知られないように、十分配慮することが必要である
- 聴き取る際には、これらの子供は、自殺の危険が高まっている状態にあるという認識を常に持ち、心のケアをすることが必要となる
- むしろ、心のケアの中で、何か気になっていることがあれば自然と語れる雰囲気をつくるよう工夫する等の手段も考えられる ※（ ）一部改変して引用

（資料）児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成26年7月）

⑧聴き取り【いじめの場合】

☐ いじめについて、次の事項を確認します。

図表 34 把握すべき情報例

把握すべき情報例

- 誰が誰をいじめていたのか？
- いつ、どこで起こったのか？
- どんな内容のいじめか？どんな被害を受けたのか？
- いじめをしてしまった動機は何か？
- いじめのきっかけは何か？
- いつ頃から、どのくらい続いているのか？

（資料）兵庫県教育委員会「いじめ対応マニュアル」（平成29年8月）

☐ いじめられていた子どもへの聴き取りを、以下を参考に行います。

図表 35 いじめられていた子どもへの聴き取り

いじめられていた子どもへの聴き取り

- 事実確認とともに、まず、今のつらい気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図ります。
- 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝えます。
- 学校全体で組織的に解決していく姿勢を伝えます。
- 自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮します。

（資料）兵庫県教育委員会「いじめ対応マニュアル」（平成29年8月）

☐ いじめた子どもへの聴き取りを、以下を参考に行います。

図表 36 いじめた子どもへの聴き取り

いじめた子どもへの聴き取り

- いじめた気持ちや状況などについて十分に聴き、子どもの背景にも目を向け、成長支援という観点を持ちながら指導します。
- 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした態度で粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることや、いじめられる側の気持ちを認識させます。

（資料）兵庫県教育委員会「いじめ対応マニュアル」（平成29年8月）

⑨聴き取り【性問題の場合】

□ 性問題についてのこどもへの聴き取りを、以下を参考に行います。

1 〈環境〉 他の人には聞かれないように、静かな落ち着いた場所で聴く

話が中断しないように、例えば電話などでの邪魔が入らないようにします。偶発的な状況として話を切り出す時には、「最近元気がないみたいだけど、何かあったら教えて」「ここに怪我をしているね。どういうことがあったのか、教えて」というのが、よくある導入の仕方です。

2 〈態度〉 感情的な対応にならない

子どもは最初から全てを開示することはありません。事実の一部だけを話して相手の様子を見て、この人にそれ以上の話をしても大丈夫かどうかを感じ取ろうとしています。性の話は聴く方にとっても負担が大きいのですが、大人が怒りや動揺を見せたり、「それはひどい」とか「どうしてそんなことをしたんだ」などと加害児童生徒や被害児童生徒本人を非難したりすると、子どもはそれ以上話ができなくなってしまう。

3 〈スキル〉 (1) 無理に聴きすぎない

重大なことだと思うと「いつ」「どこで」を確認したくなりますが、最初の段階では「誰が」「身体のどの部分に」「何をした」のかを聴き取ることができたら、それだけで十分です。特に小学校低学年や知的障がいのある児童生徒の場合は、「時」の概念がまだ十分に育っていないため、被害に遭った日を間違えて伝えてしまって、事実誤認につながることもあるため、注意が必要です。子どもが自ら積極的に詳しい話をしている場合には、それを遮る必要はありませんが、こちらからあれこれ質問することは避けましょう。しかしながら被害内容によっては緊急避妊など医療機関を受診する必要があるかどうか判断するために「いつ」について尋ねなくてはならないこともあります。話が一段落ついたら、話をしたくなった気持ちを十分に受けとめた上で、「話をしてくれてありがとう。とても大事な話なので、どうするのが一番いいか、信頼のできる人たちと相談をするから、その後でもう一度話を聴かせてくれる？」と後につなぐようにします。

(2) 誘導や圧力にならないように気をつける

「〇〇さんから聞いた」は誘導につながります。また「なぜ」「どうして」(Why)という言葉は、子どもに「非難されている」という圧力をかけてしまいますので、「どういうことで」(How)に言い換えてください。「どうしてそこに行ったの？」ではなく、「どういうことがあって、そこに行くことになったの？」など)

(3) 開示をほめすぎない

「そんなつらいことをよく話してくれた」という気持ちになるのは当然ですが、それを伝えるのは面接の最後にしましょう。開示直後にそれを伝えと子どもは、ほめられた、もっとほめてもらおうと思って、「話を作ってしまう」こともあるからです。

4 〈今後のこと〉

(1) 確認などのために他の人がもう一度話を聴くことは避ける

被害体験を忘れたいと思っている子どもにとって、何度も話を聴かれてそれを思い出させられることはトラウマ体験をより深めることになります。また子どもの話の内容や記憶そのものが変化してしまうリスクもあります。性暴力被害は、医学的な診察では異常所見が見つからず、子どもの話が唯一の証拠になる

ことも少なくありません。大人の側の不用意な対応によって、大切な証拠の価値を失ってしまうことは避けなければなりません。

(2) わからないことは言わない・できない約束はしない

「加害児童生徒は転校することになると思う」などと言いたくなる気持ちはわかりますが、加害児童生徒が必ずしも処分の対象にならない場合もあり、そうすると子どもは「先生もうそをついた。私を守ってくれなかった」と信頼を失うことになります。また子どもが「他の人には言わないで」と言ったら、「誰に言われるのが心配なの?」「言ったらどうなってしまうと思うの?」と尋ねてください。「そういうことが心配だったのね」と子どもの気持ちをちゃんと受け止めてから、「でもあなたの話は子どもの安全を守る仕事の人に伝えなければならない」「あなたが心配していることもちゃんと一緒に伝える」ことをわかりやすく説明してください。「言わないからお話して」というのは、子どもにうそをついて裏切ることになります。

(3) 次に相談できる機会を提供する

性暴力被害を疑って話を聴こうとしても、子どもはまだ心の準備ができていないかもしれません。その時には開示がなかったとしても、話をする時間をとってくれたことにねぎらいの言葉をかけ、「困ったことがあったら誰か相談できる人はいる?」「話をしたくなったらまた聴かせてね」と、次の開示の機会もあることを伝えておきましょう。

(4) 一人で抱え込まない

教職員が一人に対応しようとせずに校内のチームで十分に検討してください。「もう少し様子をみてから」などという結論になり校内での対応に納得できないことがあるかもしれません。そういう時には性暴力被害者支援センターや医療機関など、校外の第3者機関に相談してください。それが子どもの将来を守ることにつながる場合もあります。

(資料) 兵庫県立尼崎総合医療センター田口奈緒(執筆者代表)『「学校で性暴力被害がおこったら」被害・加害児童生徒が同じ学校に在籍している場合の危機対応手引き』(令和2年6月)

(4) 報告書の作成と都道府県への報告

- ☐ 基本調査の結果を報告書としてとりまとめるとともに、ガイドラインに示す方法によって、都道府県への報告(第2報)を7日以内に行ってください。
- ☐ なお、7日以内に第2報の作成が終えられない見通しの場合は、第2報を提出したうえで、都道府県とそれ以後の報告のタイミングや内容について協議し、見通しを共有してください。

【都道府県】

- ☐ 都道府県は、施設等から『「重大事案」のおそれのある事案』の報告を受理した場合、必要な情報を収集したうえで、本ガイドラインが定める「重大事案」に該当するかどうかを判断し、判断結果を施設等に通知します。
- ☐ 「重大事案」に該当すると判断し、再発防止に向けて第三者検証を行う必要性が高いと判断する場合は、施設等に第三者検証の実施を要請するとともに、施設等の取組を支援してください。
- ☐ 「重大事案」に該当すると判断した場合、国が定めるタイミング、様式にて国に報告してください。

4 基本調査と並行して行う対応

ここでは、基本調査と並行して行うことが必要な対応（入所児童の養育の継続、心のケア、保護者への対応、他の保護者への説明、情報の公表）を示します。

施設等における対応をベースとして記載し、都道府県における対応を適宜記載しています。

図表 37 基本調査・対応

	死亡事故・重篤な事故 自殺	こども間の問題行為 （いじめ、暴力、性問題等）	被措置児童等虐待
基本調査	基本調査（施設等と都道府県が連携） 報告（第2報）		「被措置児童等虐待対応ガイドラインについて」を活用して対応
対応 （基本調査と並行して実施することが必要なこと）	入所児童の養育の継続 心のケア 保護者への対応 他の保護者への説明 情報の公表 施設等と都道府県が連携		

(1) 入所児童の養育の継続

①こどもへの説明

- ☐ その他のこどもについても、施設の状況を不安に感じていることから、丁寧に状況を説明します。職員間で説明内容について十分に認識をすり合わせ、職員によって、説明内容が異ならないように注意します。
- ☐ また、日頃から、こどもや職員にはそれぞれの事情があり、急な出入りがあることを伝えておくことも大事です。

②養育の継続

- ☐ 重大事案の対応には迅速かつ集中的な対応が必要となります。入所児童の養育を継続する体制を確保するため、必要に応じて、施設の設置者（法人等）に対して職員の応援派遣を要請します。

図表 38 自殺対応後の学校再開への対応（参考）

学校再開 学校の規模にもよりますが、学校再開日（発生後に初めて子どもが登校する日）に大きな集会（全校集会）を開くとパニックが伝染する危険性があります。校長自ら語る場合は、放送を使うか、当該クラスに出向くなどの安全策を講じてください。校長は死亡の事実を伝えるにとどめ、自殺についてはクラスで担任から伝えましょう。子どもの反応に対処できるように、亡くなった子どものクラスや保健室などに担任や養護教諭をサポートする教師と専門家が入るようにしましょう。専門家の協力を得て、カウンセリングの態勢を用意してください

（資料）文部科学省「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」（平成21年3月）

(2) 心のケア

①心のケア

- 特に死亡事故等の重大事故については、関係者（事故に遭ったこどもの保護者、事故に遭ったこども以外の保護者、施設等の職員、その他のこども）の心のケアが必要な場合があります。
- 施設等における事故等では、意図的でなくても、他のこどもがもう一方の当事者（加害のこども）となることもあります。事故にあったこども本人はもとより、加害のこどもも傷つき、相当の心的負担がかかっていることに留意し、心のケアを十分に行います。
- 命にかかわるような状況に遭遇したり、それを目撃したりした場合などには、通常のストレスでは生じない精神症状と身体症状が現れることがあることを理解し、迅速に心身の健康状態の把握を行います。なお、それらの症状は、事故等の直後には現れず、しばらく経ってから現れる場合があることを念頭に置く必要があります。
- こどもや保護者のケア、職員等のケアを施設等だけで担うのは困難です。心のケアについては、施設等に配置する心理職のみで対応するのではなく、児童心理司や精神保健部局、関係する職能団体などにも援助を求め、地域で支援体制を整えておく必要があります。そのためにも平時から、都道府県の協力を得て、精神保健福祉センターや精神科クリニックなど、関連する機関との連携方策を築いておくことが望まれます。

②こどもへの関わり・ケア

- 恐怖や喪失体験などに遭遇すると、心理的ストレスによって、心の症状だけでなく、腹痛や頭痛、眠れない、食欲不振などの身体の症状も現れやすいことがこどものストレス症状の特徴であることを理解します。
- 事案発生時におけるこどものストレス反応は誰でも起こり得ることであり、ストレスが強くない場合には、心身に現れる症状は悪化せず数日以内に消失することが多いですが、激しいストレスにさらされた場合は、「急性ストレス障害（ASD）」や「外傷後ストレス障害（PTSD）」を発症することがあります。
- 事案発生時におけるストレス症状のあるこどもへの対応は、基本的には平常時と同じであり、健康観察等により速やかにこどもの異変に気付き、問題の性質を見極め、必要に応じて主治医等と連携を密に取り、都道府県と施設等で連携して組織的に支援に当たることです。
- 重大事案発生時のこどもの心身の健康問題を把握するための方法としては、こどもの様子の直接的な観察、施設等職員や保護者との話し合いによる間接的観察及び質問紙を使った調査等の方法がありますが、いずれも記録に残すことが大切です。
- 以下を参考としてください。

図表 39 心のケアに関する参考資料（参考）

●文部科学省

「子どもの心のケアのために－災害や事件・事故発生時を中心に－」（平成22年7月）

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1297484.htm

「学校における子供の心のケア－サインを見逃さないために－」（平成26年3月）

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1347830.htm

図表 40 自殺が起きた後の一般的な反応（参考）

1) 一般的な反応（心と身体に起こること）

自殺に限らず、身近に衝撃的な出来事が起こった時には、子どもの心と身体に次のような反応がしばしば現れます。

- ・自分を責める：「私があの人に一言声をかけていれば防げたのでは」
- ・他人を責める：「〇〇君の態度が追いつめたに違いない。許せない」
- ・死への恐怖感：「自分もいつか自殺してしまうのではないか」
- ・集中できない。ひとりぼっちで過ごす。話をしなくなる。気持ちが落ちこむ。
- ・ひとりでいることを怖がる。子どもっぽくなる。
- ・まるで何もなかったかのように元気にふるまう。反抗的な態度をとる。
- ・食欲不振、不眠、悪夢、頭痛、息苦しさ、腹痛や下痢、便秘、身体のだるさ。

2) 反応の有無にかかわらず配慮が必要な人

受け持ちの子どもや日頃から目に留めている子どもについて、1) で説明した反応や変化を観察するとともに、以下の情報を集め、配慮が必要な子どもをリストアップしてください。

a. 自殺した子どもと関係の深い人

親友、ガール（ボーイ）フレンド、同級生、同じ部活動をしている子どもなどとの関係を把握しましょう。「自分のせいではないか」と自責感を持ちやすいからです。担任教師もそのひとりです。

b. 元々リスクのある人

これまでに自殺未遂に及んだり自殺をほのめかしたことがある子どもには細心の注意を向ける必要があります。「第2章：自殺のサインと対応」を参照してください。

c. 現場を目撃した人

現場を目撃した人、特に遺体に直接対応した人は、その時見た映像や、湧き起こった強い感情などが、その後も突然よみがえり、あたかもその場にいるような体験が繰り返されてしまうフラッシュバックに悩まされることがありますので、該当者を把握しましょう。

（資料）文部科学省「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」（平成21年3月）

図表 41 自殺対応における学級担任、部活動顧問の役割（参考）

a. 事実を伝える（知）

教師によって伝える内容が大きく変わらないように、まず伝える内容の基本形を定めた上で、そのクラスに即した伝え方を用意しましょう。自殺はたった1つの原因で起こることはまれで、しばしば多くの要因が複雑に絡み合っていることや、「本人が望んだ死なのだからそれでよい」のではなく、自殺は「追い込まれた末の行動」であることを理解しておきましょう。自殺を美化してはいけませんが、自殺した人を非難してもいけません。

b. 感情を表現する（情）

感情をうまく表現することは大切です。学級担任はあらかじめ専門家からカウンセリングを受けるなどし、自分の気持ちを表現してみましょう。教師が自分の気持ちを否認すると、子どもも自分の気持ちを抑えてしまいます。悲しい時には泣いてもよいことを伝えましょう。

子どもが感じたことは、そのまま受けとめてあげてください。ティッシュペーパーを用意しておきましょう。泣き続ける場合は、途中で休憩を入れてください※。

自責感や怒りなどの強い感情はクラスで扱うことには無理がありますので、反応の強い子どもには別の機会に個別に関わってください。また、専門家につなぎましょう。

※ただし、抑えている感情を表すように強制するのは危険です。複雑な気持ちを自然に表現できるようにしてあげるとともに、黙っている権利も当然あることを認めてください。同じ経験をした他の子どもの話を聞いているだけでもよいのだと伝えてあげることも必要です。

c. これからどうするかを話す（意）

事実を伝え、少し感情を出すことができれば、徐々にこれからのことも話しましょう。

まず、自分がとてもつらくなった時に誰に相談するのかを話してみましょう。友達、家族、教師の他に、カウンセリングや相談先のことを教えてあげてください。次に、とてもつらい気持ちの友達がいたら、どんな配慮ができるかを尋ねてみるとよいでしょう。

d. 葬儀への関わり

c. の話の中で、「亡くなった子どもの死を悼むため」、「遺族のため」に何ができるだろうかに話しを向け、葬儀への関わりの準備を始めましょう。亡くなった人をみんなで悼み、悲しみを表現する場として葬儀はとても大切です。ただし、葬儀への参列を強制してはいけません。葬儀のマナーについて教えてあげてください。

葬儀が終わってからも遺族への関わりを続けてください。亡くなった子どものことを話題にしてはいけないと思うかもしれませんが、その子どものことを誰も話さなくなることのほうが遺族にとってつらいことではないでしょうか。たとえば、卒業アルバムのことで子ども達から前向きな提案があれば遺族に伝えてみてはどうでしょうか。

e. グループでの関わりと個別ケア

同じように感じている他の子どもの話を聴くと自責感は少し和らぎます。専門家の指導が受けられるのであれば、葬儀が終わってから10人以下の少人数で話し合う場を持つとよいでしょう。

ショックや自責感の強い子どもは、専門家のカウンセリングにもつないでください。身体の症状（食欲不振、腹痛や下痢、不眠、身体がだるいなど）を訴える人は医療機関へ受診してもらいましょう。

もし、いじめなどの問題があれば、教師、子どもともに真摯に向き合う必要があります。

f. 教職員へのサポート

子どもや保護者だけではなく教職員もサポートを必要としています。子どもの自殺は、教師にとっても耐え難い出来事です。職員会議を利用して、専門家から急性ストレス反応とその対応、メンタルヘルスについての講義（心理教育）を早めに受けましょう。10人以内で集まり、率直に体験を分かち合う場を持つてみてはどうでしょうか。不眠が3日も続くようであれば、医療機関を受診しましょう。1カ月後には、以前よりも酒量が増えていないかどうか点検してみましょう。

（資料）文部科学省「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」（平成21年3月）

図表 42 学校で性暴力被害が起きたときの被害児童生徒への対応（参考）

傷ついた子どもの気持ちに寄り添うこと、心とからだのケアをすることによって、子どもたちが日常を取り戻し、学校が安心・安全な居場所となることが支援の目標になります。

1 ト라우マ反応を理解する

被害を受けた児童生徒は、しばしば、心やからだに大きな衝撃を受け、傷ついて混乱しています。そのため、聴き取りのとき、尋問のようになってはいけません。また寝られない、食べられないなどの身体症状、その時のことを急に思い出す（フラッシュバック）、赤ちゃん返り（退行現象）など様々な変化があらわれることがあります。これらは、このようなつらい出来事の後、誰にでも起こりうる当たり前の反応（＝トラウマ反応）であり、一時的なものであることを本人に伝えてあげることが大事です。また、支える教職員や保護者などもこのことを十分理解して対応することによって、本人の不安をやわらげることができ、心のケアになるのです。

2 二次被害を防ぐ

被害児童生徒を守るためにはどうしたらよいか、本人や保護者は何を望んでいるか、回復のためにはどのようなことが必要か、そのことを理解していないと、被害児童生徒が再度、同様な被害にあったり、教職員や友だちから心ないことを言われたり、配慮のない対応で本人が傷ついたりすることが少なくありません（二次被害）。

このような二次被害を防ぐためには、トラウマ反応の理解とともに、本人や保護者との連絡確認を怠らないこと、前もって必要な配慮（登下校の見守りや保健室対応、教材内容のチェックなど）を相談することなどが大切です。本人や保護者と一緒に、無理のないペースで進めることで、二次被害を最小限に抑えることが出来ます。

3 チームで支援する

以上のような配慮は、とても教職員が1、2人で対応できることではありません。特に加害児童生徒も同じ学校にいる場合、対応に苦慮することが多いです。一部の教職員に大きな負担がかからないように学校内でチームを組んで支援します。そうすることで支援のミスが少なくなるばかりか、教職員の燃え尽き（バーンアウト）を防ぐこともできます。また、教育委員会をはじめ、性暴力被害者支援センターなどの専門機関と連携することで、よりスムーズな支援につながります。これらの専門機関とは、日常からの関係作りが大切です。

（資料）兵庫県立尼崎総合医療センター田口奈緒（執筆者代表）『『学校で性暴力被害がおこったら』被害・加害児童生徒が同じ学校に在籍している場合の危機対応手引き』（令和2年6月）

(3) 被害を受けたこどもの保護者への対応

①こどもの保護者の心情に配慮した対応

- ☐ こどもの保護者への支援にあたっては、こどもの保護者の心情に配慮した対応を行います。
- ☐ 事故発生のときは、応急手当等の初動対応を終えた後、できる限り迅速かつ確実に事実確認を行い、事故の発生状況等について、被害を受けたこどもの保護者に対して正確に伝える等、保護者の意向を丁寧に確認しながら、誠意をもって責任のある対応を行います。

- 被害を受けたこどもの保護者との関わりについては、事故発生（認知）直後から無理に状況確認をするのではなく、被害を受けたこどもの保護者の意向を丁寧に確認し、今後の接触を可能とするような関係性を構築します。
- 施設等は、被害を受けたこどもの保護者に寄り添い、信頼関係にたつて事態への対処ができるよう、対応の責任者を決め、常に情報の共有化を図ります。
- 被害を受けたこどもの保護者の要望や状況に応じて、信頼できる第三者の専門家（臨床心理士等）を紹介し、相談・支援が受けられるようにします。
- こどもの保護者への支援は、継続的に行う必要があります。施設等の対応窓口が変わる場合も、継続的な支援が行えるよう、情報共有と引継ぎの体制を構築します。

【都道府県】

- 都道府県は、施設等が行うこどもの保護者への対応やケアを支援します。
- 都道府県は、被害を受けたこどもや家族に対する支援制度や相談機関などの情報を整理・提供します。

②保護者への連絡

- 説明に矛盾が生じないように、全ての職員で事故等の重大事案に関する情報を共有した上で、原則として、被害を受けたこどもの保護者への説明窓口は一本化します。
- 被害を受けたこどもの保護者への情報提供を行う際は正確な情報の伝達を心がけ、伝達した情報に誤りがあった場合にはすぐに修正するよう心がけます。
- 事故等が発生した場合の保護者への第一報にあたっては、以下を参考に行います。

図表 43 事故等が発生した場合の保護者への報告に関する留意点（参考）【再掲】

事故等が発生した場合の保護者への報告

- ・ 電話で報告する場合、電話の前に伝える内容を整理等し、事故の概要を的確に伝える。なお、電話の内容は記録する。
- ・ 子どもの事故の概況（事故発生の経緯、事故発生時の様子、受診結果等）については、具体的、かつ、客観的に説明するように心がける。
- ・ 保護者からの質問には、状況を踏まえ、確認できた内容の範囲内において説明する。不明な点や確認中の点については、その旨を伝える。

（資料）内閣府、文部科学省、厚生労働省「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン【事故発生時の対応】 ～施設・事業者、地方自治体共通～」（平成28年3月）

③保護者への説明

- 施設及び施設の設置者は、取りまとめられた基本調査の経過及び整理した情報等について適切に被害を受けたこどもの保護者に説明します。
- 事実関係の整理に時間を要することもあり得ますが、必要に応じて適時適切な方法で経過説明があることが望ましく、最初の説明は、調査着手からできるだけ1週間以内を目安に行います。
- この時点で得られている情報は断片的である可能性があり、断定的な説明はできないことに留意

します。

- 事実関係を基に、事故等の重大事案の発生に至る過程や原因等を調査するには、第三者検証（詳細調査）に移行することが必要であることに留意します。
- 被害を受けたこどもの保護者に、今後の調査についての施設及び施設の設置者（法人等）の考えを伝え、被害を受けたこどもの保護者の意向を確認します。

④保護者への関わり・ケア（こどもが死亡した場合）

- こどもの保護者の意向を確認の上、施設等として通夜や葬儀にどう対応するか方針を定めます。
- 葬儀が終わった後も、こどもの保護者への関わりは継続して行います。
- こどもの保護者の感情に配慮し、専門的なケアの希望が出た場合には、信頼できる専門機関等を紹介又は情報提供を行います。

⑤保護者への関わり・ケア（こどもに重度の障害が残った場合）

- 長期の入院等から復帰・退院した際の当該こどもの生活を支援するとともに、医療、福祉、心理等の信頼できる専門機関等を紹介したり支援チームを組織したりするなど、家族への継続的なサポート

⑥保護者への関わり（複数のこどもに被害が生じた場合）

- 複数のこどもに被害が生じている場合は、それぞれのこどもの保護者に担当を決め、こどもの保護者一人一人に丁寧な支援を行うとともに、担当者同士が連携して情報を共有し、被害を受けたこどもの保護者間の対応に差が生じないようにします。
- 施設等や都道府県に対するこどもの保護者の要望が異なる場合は、それぞれのこどもの保護者の意向を十分に踏まえながら、コーディネーター等を活用し、調整を図るよう努めます。
- こどもの保護者同士が連携し、家族会等の団体を立ち上げている場合は、団体の代表者を窓口にする等、団体の意向も確認しつつ必要な支援を行います。

（4） 他の保護者への説明

- 保護者間に臆測に基づく誤った情報が広がることを防ぐために、被害を受けたこども以外の保護者に対しても、状況に応じて、施設等から速やかに正確な情報を伝えることが必要です。
- 重大事案の深刻さ等を勘案し、状況に応じて、保護者説明会等の開催などの情報共有を行います。
- 保護者説明会の開催等、被害を受けたこども以外の保護者への説明の際には、あらかじめ被害を受けたこどもの保護者の意向を確認し、説明会の開催の有無も含め保護者の意向を尊重して対応します。また、説明の内容について承諾を得た上で行います。
- 情報を発信する際には、外部に出せる情報を明確にし、①発生事実の概要、②対応経過、③今後の取組・方向性などに整理して説明します。不明な点や確認中の点については、その旨を伝えます。

図表 44 自殺対応における他の保護者への対応（参考）

自殺対応における他の保護者への対応

今回の事実や学校の対応、今後の予定を保護者に知らせましょう。また、保護者が子どもに適切に接することができるように、子どもへの接し方や校内のカウンセリング、外部の医療機関や相談先の情報などをお知らせします。保護者会で専門家から心のケアについて講話（心理教育）をしてもらうと良いでしょう。

（資料）文部科学省「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」（平成21年3月）

（5）情報の公表及び関係機関との調整

- ☐ 情報の公表のためには、正確な情報の把握が必要となります。事故に対し、警察の捜査が行われている場合は、警察が公表している情報などにより事実確認を行うなど、関係機関等からも情報を収集しつつ整理を行います。
- ☐ 報道などの外部への対応については、施設等と施設の設置者（法人等）、都道府県で調整の上、対応窓口を一本化し、情報の混乱が生じないよう事実を正確に発信します。
- ☐ 状況によっては、報道対応窓口を施設等ではなく施設の設置者（法人等）に一本化し、施設等は重大事案の対応（こども・保護者対応）に専念できるように考慮します。
- ☐ 記者会見を含む情報の公表の際には、こどものプライバシーに十分配慮します。また、あらかじめ被害を受けたこどもの保護者の意向を確認し、説明の内容について承諾を得た上で行います。
- ☐ 事案を受けて動揺しているこども、保護者、職員等への無理な取材や、施設等内での取材が行われないよう、都道府県と連携して報道機関に対して、理解・協力を求めます。
- ☐ 報道機関への対応が求められる場合、施設等は、個人情報の保護に留意し、事実関係や事故の再発防止への取組（事実関係の説明、再発防止の考え方等）を整理しておくことが望めます。
- ☐ 事案発生（認知）直後、十分な情報が得られていない段階で、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけないことが大事です。この時点では「これからよく調べる」「現在調査中である」等と応答を留保することもありえます。断片的な情報を発信すると誤解を与えてしまう危険性があります。たとえば、「前日にこども間でトラブルがあった」などの断片的な情報が公表されると、そのみが原因であるかのような誤解を招きかねません。

図表 45 自殺対応におけるマスコミへの対応（参考）

校長を中心に、教育委員会がサポートし、一貫した情報発信を心がけてください。もちろん、プライバシーへの配慮と連鎖自殺防止のために情報の取扱に注意が必要であることは説明したとおりです。「前日に同級生と言い争いがあった」というような断片的な事実が公表されると、特定の子どもの責任がなすりつけられてしまう危険がありますので、慎重な対応が求められます。自殺がセンセーショナルに報道されたり、インターネット上でさまざまな憶測が飛び交ったりすると、全国の無関係な人にまで連鎖（後追い）が波及することがあります。

（資料）文部科学省「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」（平成21年3月）

5 第三者検証

(1) 第三者検証の目的

都道府県において、「重大事案」に該当すると判断された事案については、独立した立場にある外部の専門家で構成する第三者検証委員会（以下「検証委員会」という。）を立ち上げ、第三者検証を行います。第三者検証の目的は、事案によっても異なる可能性もありますが、以下が挙げられます。

図表 46 第三者検証の目的

- ・ 日頃の安全管理、支援の在り方等、重大事案の原因と考えられることを広く集めて検証し、発生した施設等のみならず、他の施設等において、今後の重大事案発生防止に生かすこと
- ・ こどもや保護者の事実に向き合いたいなどの希望に応えるため

なお、第三者検証は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでなく、特定の個人の責任を追及するものでもありません。

(2) 実施主体

基本的には、施設等が第三者検証の実施主体となります。措置元として都道府県も検証に参加するとともに、施設等の取組を支援します。都道府県が行う支援の例として、以下などが考えられます。

なお、施設等だけでは第三者検証を行う体制を確保できない場合や、重大事案の内容から施設等が第三者検証の実施主体となることが適切でないなどの場合、都道府県は施設等と協議の上、都道府県が第三者検証の主体となります。

図表 47 都道府県が行う支援例

- ・ 都道府県が、あらかじめ検証組織の委員候補者として適当な有識者をリストアップしておき、施設等が検証委員会を設置する際に、必要に応じて、当該リストの有識者から委員を紹介する
- ・ 都道府県内における検証事例の蓄積を行い、検証を行う際に助言を行う
- ・ 検証組織について、必要に応じ、オブザーバー参加や共同事務局となるなどの協力を行う

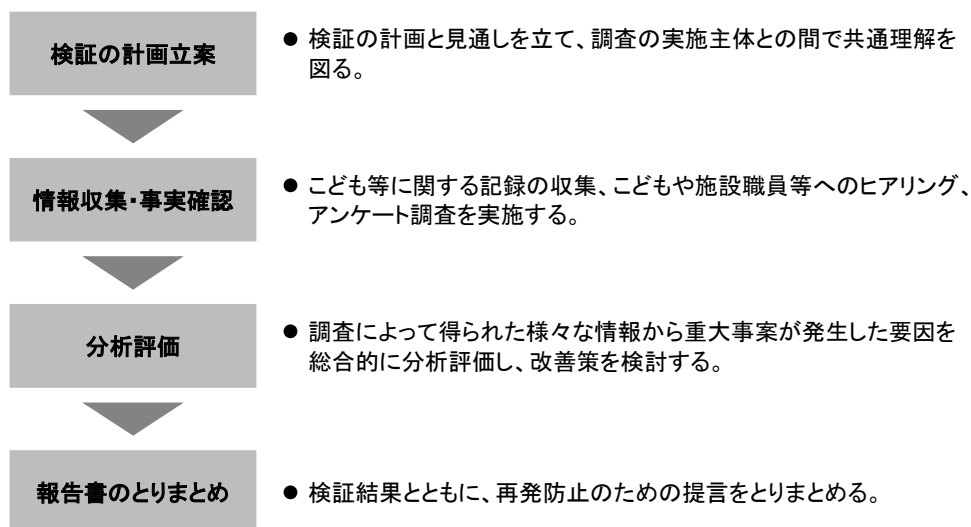
(3) 第三者検証委員会の立上げ準備

- ☐ 都道府県が「重大事案」と判断した際、施設等は、速やかに検証委員会を立ち上げられるよう準備を行います。施設等と都道府県で、検証委員会の事務局の体制、施設等と都道府県との役割分担、スケジュールを協議します。
- ☐ 役割分担を検討する際には、本マニュアルの（3）第三者検証委員会の立上げ準備から（4）実施方法の内容ごとに、誰が担当するか決めてください。

①スケジュール、方針の検討

- 立ち上げ～検証～報告書の作成までのスケジュール案を作成し、速やかに検証を行います。
- 検証は以下のような流れで進めることが想定されますが、基本調査において、十分に事実確認ができていない場合は、情報収集・事実確認には時間をかけずに、分析評価、改善策の検討に進んでも構いません。

図表 48 第三者検証の流れ



- なお、検証にあたり、事実関係の整理やとりまとめには、事案によっては膨大な時間と人員が必要となる場合があります。体制整備とスケジュールの見積りに注意が必要です。なるべく早く再発防止策を検討するためにも、事実関係の整理やとりまとめ等を第三者検証委員で直接全て行うのが難しい場合は、例えば、事実関係を整理するための補助者を、検証委員会の構成員とは別に置いておくなど、体制の強化が必要です。その役割については検証委員会の指示の下、聴き取り調査等を行い、事実関係を整理することにとどめるものとします。

②第三者検証委員の選定

- 第三者検証委員（以下「委員」という。）の候補者をリストアップし、その中から事案の内容に合わせて委員を選定します。事案に応じて、3～5名程度の委員を選定します。
- 委員を選定後、各委員へ依頼を行うとともに、検証委員会の目的やスケジュール、事案の概要について説明を行います。
- 委員に対しては、検証業務に当たって知り得たことについて、業務終了後も含み守秘義務を課すことに留意します。

図表 49 委員選定の視点例

第三者検証をしていただく外部の委員には、社会的養護に関する知見や、重大事案を検証するための高い専門性が求められます。想定される委員としては以下が考えられます。

- ・ 弁護士
- ・ 医師
- ・ 学識経験者
- ・ 心理・福祉の専門家
- ・ 当該施設等以外の施設関係者

- ・社会的養護の当事者
- ・その他、こどもの年齢や特性に応じた専門家
(保育・教育関係者、療育、障がいの専門家など)

③検証委員会の開催に向けた準備

- 委員が決まったら、第1回検証委員会に向けた日程調整を行います。検証委員会の開催にあたっては、必要に応じて関係者の参加を求めます。
- また、第1回検証委員会に向けて、基本調査の結果等を活用して関連する情報の整理や、事案に関する概要資料、今後の検証のスケジュール等に関する資料を作成します。

(4) 第三者検証の実施方法

①第三者検証の実施方法

(ア) 検証の計画立案

- 検証委員会の目的は、再発防止策を検討するため、また、こどもや保護者の事実に向き合いたいなどの希望に応えるためのものであるということを委員全員で確認します。
- 検証の流れとスケジュール、追加調査の予定やその方法、こどもや保護者などへの説明時期、説明の見通し等を確認します。
- 事案の概要や基本調査の結果を報告し、委員から疑問点や不明な点、追加で調査が必要な事項について意見をもらいます。

(イ) 情報収集・事実確認

- 情報収集においては、重大事案の発生に至る過程の調査及び問題点・課題の抽出ができるよう、必要な情報を明確にして行うこととします。
- 確認する情報については、施設等に関する情報のみならず、都道府県のガイドライン・マニュアルの整備状況や職員研修の実施状況、関係するこどもに関する児童相談所でのアセスメント結果や援助方針などについても確認します。
- これまで行ってきた基本調査の内容の整理、既存資料を中心に行いますが、不足する情報がある場合は、こども、施設等の職員、関係者に追加で聴き取り等の調査を行います。

図表 50 確認が必要な情報例

	確認すべき情報例
共通	■施設に関する基礎情報 ・当該施設等の基礎情報、体制（組織図、職種別職員数、定員数、こどもの入所数など） ・行政の指導監査の状況、監査の結果 ・過去の類似事案の発生有無、発生していた場合の状況 ■関係するこどもに関する基礎情報 ・児童相談所のアセスメント結果、援助方針 ・自立支援計画の内容

	■ガイドライン・マニュアルの整備・運用状況 ・都道府県における重大事案等に関するガイドライン・マニュアルの有無、施設等への周知状況 ・（あれば）施設等における国の通知、ガイドラインの運用状況 ・施設等における重大事案等に関するガイドライン・マニュアルの有無、職員への周知状況 ・施設内での研修の状況、研修内容に関する職員の理解・実践の状況 ■事案発生前・発生時の状況 ・関係することども、職員等の心身の状況 ・当日の職員配置、ことどもの入所状況 ・当日の活動内容、想定していたリスクと対応状況 ・事案発生に至った経緯 ■事案発生時の現場の状況 ・関係者の位置・動き、他の職員・ことどもの位置・動き ・事案が発生した場所の見取図、写真、映像等 ■事故発生後の対応 ・事故発生後の対応状況 ・ガイドライン・マニュアル通りの対応ができていたか
死亡事故・重篤な事故	・設備等の状況 ・設備等の点検状況、点検結果 ・設備等の適切な利用方法を知っていたか、適切に利用していたか
自殺	・過去の面談記録 ・児童相談所のアセスメント結果、援助方針が適切なものだったか、施設等への共有が適切に行われていたか ・こどもが相談しやすい環境があったか ・こどもの意見を受け止める体制があったか
こども間の問題行為 （いじめ、暴力、性問題等）	・過去の面談記録 ・児童相談所のアセスメント結果、援助方針が適切なものだったか、施設等への共有が適切に行われていたか ・こどもが相談しやすい環境があったか ・こどもの意見を受け止める体制があったか ・こどもの権利や権利を守るための方法について伝えていたか、こどもが理解していたか

※被措置児童等虐待については除く。

(㉞) 分析評価

- 重大事案が発生する過程や原因の検証（分析評価）は、目的と目標に基づいて客観的に行われることが必要であり、検証委員会の構成員は常に中立的な視点を保つことが必要です。
- 重大事案発生後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努めます。
- 基本的にはある程度委員間で一致した見解を取りまとめる方向での調整が必要ですが、それぞれの委員の専門性の違いなどがある場合には、複数の視点からの分析評価を取りまとめることも想定されます。
- 検証によって、複雑な要因が様々に重なったことが明らかになると思われますが、それぞれの要因ごとに、重大事案を防げなかったことの考察などを踏まえて課題を見つけ出すとともに、当該施設等・都道府県における重大事案発生予防のために何が必要かという視点から、今後の改善策を、可能な範囲でまとめます。

図表 51 分析の視点例

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 関係するこどもの援助方針に関する問題・ 施設等のケア体制や法人の組織運営上の問題・ 関係する職員の資質の問題・ 再発防止のための取組（施設等における関係者への処分、職員への研修、施設や運営法人における組織体制や研修体制等の見直し等） |
|---|

(㉟) 報告書のとりまとめ

- 検証委員会における審議結果をもとに報告書を作成します。
- 報告書に盛り込むべき内容や構成は、事案によっても異なるため、個々で検討が必要ですが、一例として以下が挙げられます。

図表 52 報告書の項目例

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 検証の目的・ 検証の方法・ 事例の概要・ 明らかとなった問題点や課題・ 問題点や課題に対する提案（提言）・ 参考資料（会議開催経過、検証委員会の委員名簿、その他参考資料） |
|--|

- 検証委員会は、検証結果を実施主体である施設等に報告します。
- 施設等は、検証委員会から報告書を受領した場合は、ガイドラインに基づき、都道府県に報告書を提出します。
- 報道対応については、実施主体である施設等及び第三者検証委員会が協議し対応します。

②実施にあたっての留意点

(ア) プライバシーの保護

- プライバシー保護の観点から、委員会は原則非公開で実施することとします。ただし、委員会の内容については、施設等が保護者やこども、職員等に適切に情報共有を行うものとします。

(イ) 時間的な制約

- 時間が経過するにつれて、人間の記憶は曖昧になり、事実関係の整理そのものに大きな困難が生じるおそれがあることから、可能な限り速やかに実施するよう努めることが重要です。検証委員会の立ち上げ等に時間を要する場合がありますが、当該調査主体の十分な調査が可能となるよう、施設等は、関係資料の散逸防止に努める必要があります。

(ウ) 記録の保存

- 調査結果の根拠となる調査資料については、メモを含めて保存します。
- 資料の保存期間について、施設等として定め、職員に周知するとともに、間違って廃棄がされないように、保管箱に保存期間を明示するなどして、資料が散逸・劣化しないようにします。
- 以下を参考として、記録の保存について検討してください。

図表 53 いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（参考）

調査により把握した情報の記録は、各地方公共団体等の文書管理規則等に基づき適切に保存すること。この記録については、重大事態の調査を行う主体（第三者調査委員会等）が実施した調査の記録のほか、いじめの重大事態として取り扱う以前に法第23条第2項の調査において学校の設置者及び学校が取得、作成した記録（※）を含む。

なお、原則として各地方公共団体の文書管理規則等に基づき、これらの記録を適切に保存するものとするが、個別の重大事態の調査に係る記録については、指導要録の保存期間に合わせて、少なくとも5年間保存することが望ましい。

※学校が定期的に実施しているアンケート・個人面談の記録、いじめの通報・相談内容の記録、児童生徒に対する聴き取り調査を行った際の記録等。教職員による手書きのメモの形式をとるものであっても、各地方公共団体等の文書管理規則の公文書（行政文書）に該当する場合があることに留意する。

これらの記録の廃棄については、被害児童生徒・保護者に説明の上、行うこと（無断で破棄して被害児童生徒・保護者に学校に対する不信を与えたケースがある。）。また、個々の記録の保存について、被害児童生徒・保護者からの意見を踏まえ、保存期限を改めて設定することも考えられる。

（資料）文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月）

6 再発防止策の策定・実行

(1) 再発防止策の策定・実行の目的

施設等において、重大事案（おそれを含む）が発生した場合、その教訓を踏まえ、こどもの安全・安心な暮らしを保証するため、再発防止に取り組むことが必要です。

再発防止策の策定・実行を通じて、重大事案の発生防止に取り組むことは、こどもの権利を守るだけでなく、職員が安心して働き続けることができる環境を確保する上で重要です。

(2) 策定主体

施設等において、施設長をはじめとする管理職や、重大事案の内容に応じた関係職員が参加したプロジェクトチームを設置し、策定に取り組めます。

必要に応じて、設置主体（法人）の職員や、外部の有識者にも協力を求めます。外部有識者については、施設等の状況に詳しいことに加えて、再発防止の定着に向けて伴走支援していただける方が望まれます。

【都道府県】

- ☐ 都道府県は、施設等が行う再発防止策の立案・実行にあたって助言を行うことができる外部の有識者を施設等に紹介します。

(3) 策定方法

①策定方針の検討

- ☐ 施設長等において、再発防止策の策定に向けて、検討体制や検討方法、スケジュールなどの策定方針を検討します。

②提言書や指導内容の共有

- ☐ 施設等において、「重大事案」の発生を受けて第三者による検証が行われたときや、都道府県による特別指導監査を受けたときは、受領した提言書や指導の内容について、職員に周知・共有する場を設けます。

③学習機会や意見交換の場の設定

- ☐ 提言書の内容をもとに、外部講師等を招いて職員等の研修の場を設けます。研修講師には、施設等におけるこどもの支援や権利についての基本的な考え方や理念等の説明に加えて、日々の実務の中でどのように取り組むことが考えられるのかの具体的な助言をいただけるように依頼します。

④再発防止策の検討

- ☐ 研修内容等を踏まえて、再発防止に向けて、「何（問題のあった状況）」を「何に（目標とする状況）」に変えないといけないのか、「どうして変えていくのか（方法）」について、職員で話し合いの場を持ちます。

- ☐ 方法については、できる限り具体的に記載し、担当（役割分担）、実行期限、実行状況を測るための尺度（指標）を設定します。また、ふりかえりを行うタイミングや体制、方法を定めます。

図表 54 再発防止策の取組（例）

	取組（例）
再発防止に向けて	業務の企画・実行プロセスや体制、業務環境を改善する （例）企画段階でのリスクの検討体制や検討プロセスの追加 複数名での職員対応 死角を減らす施設環境の整備
未然防止に向けて	職員間で「不安」や「困りごと」をざっくばらんに語れる場をつくる 外部有識者等を招いて実務で役立つ実践的な研修を行う 都道府県と再発防止策の実行状況を共有し、定着に向けた助言を得る 他施設で起きた重大事案を把握分析し、施設運営に活かす。
重大事案発生の適切な初動の実践に向けて	マニュアル等を見直し、職員に周知する 見直したマニュアルに基づき初動訓練対応を行う 子どもが「不安」や「困りごと」を相談しやすい環境を整える

⑤外部意見の把握

- ☐ 中間とりまとめ（案）を作成し、外部有識者や都道府県に助言を求めます。

⑥再発防止計画のとりまとめ

- ☐ 再発防止計画をとりまとめます。
☐ 職員に周知します。

（４）再発防止計画の説明・共有

①こどもや保護者等への説明

- ☐ 再発防止に向けた取組を、こどもや保護者に説明します。

②都道府県への提出

- ☐ ガイドラインに定める方法で、都道府県に再発防止計画を提出します。

（５）再発防止計画の実行状況のふりかえり

- ☐ 再発防止計画に定める方法で、実行状況のふりかえりを行い、必要に応じて、取組や目標を見直します。
☐ ふりかえりにあたっては、施設等としての自己評価をまとめた後、外部有識者や都道府県に助言を求めます。

7 参考資料一覧

- ・三菱UFJリサーチ & コンサルティング「こども家庭庁 令和5年度子ども・子育て支援推進費調査研究事業『被措置児童等虐待及び児童養護施設等被措置児童等に係る重大事案の把握・検証等の在り方に関する調査研究』」（令和6年3月）
https://www.murc.jp/wpcontent/uploads/2024/04/koukai_240426_02_05.pdf
- ・株式会社日本総合研究所「厚生労働省 令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業 一時保護所職員に対して効果的な研修を行うための基礎的な調査研究『はじめて一時保護所に着任する職員のためのハンドブック』」
https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/column/opinion/detail/2021_13364_1.pdf
- ・厚生労働省「被措置児童等虐待対応ガイドラインについて」（令和5年3月）
https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/f72baa07-ab9d-40ab-b892-0c555502713c/732e6c7a/20230401_policies_shakaiteki-yougo_gyakutai-todokede_01.pdf
- ・厚生労働省「職場のあんぜんサイト」
https://anzeninfo.mhlw.go.jp/yougo/yougo26_1.html
- ・児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成26年7月）
https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2014/09/10/1351863_02.pdf
- ・内閣府、文部科学省、厚生労働省「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン【事故発生時の対応】 ～施設・事業者、地方自治体共通～」（平成28年3月）
https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/03f45df9-97e1-4016-b0c3-8496712699a3/7199d189/20230607_policies_child-safety_effort_guideline_04.pdf
- ・兵庫県教育委員会「いじめ対応マニュアル」（平成29年8月）
<https://www.hyogo-c.ed.jp/~gimu-bo/ijimetaiou/manyuaru2908.pdf>
- ・兵庫県立尼崎総合医療センター田口奈緒（執筆者代表）『『学校で性暴力被害がおこったら』被害・加害児童生徒が同じ学校に在籍している場合の危機対応手引き』（令和2年6月）
https://onestop-hyogo.com/wp-content/uploads/2022/11/tebiki_web.pdf
- ・文部科学省「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」（平成21年3月）
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/046/gaiyou/1259186.htm
- ・文部科学省「子どもの心のケアのためにー災害や事件・事故発生時を中心にー」（平成22年7月）
https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1297484.htm
- ・文部科学省「学校における子供の心のケアーサインを見逃さないためにー」（平成26年3月）
https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1347830.htm
- ・文部科学省「学校事故対応に関する指針」（平成28年3月）
https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/jikotaiou_all.pdf
- ・文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月）
https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2019/06/26/1400030_009.pdf